

令和6年度 政策チェックアップ評価書

施策目標：1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る

施策目標の概要及び達成すべき目標

高齢者、子どもを育成する家庭等を含めて全ての世帯において、居住の安定が確保されるとともに、暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る。

業績指標

指標番号	業績指標名
1	民間賃貸住宅のうち、一定の断熱性能を有し遮音対策が講じられた住宅の割合
2	公的賃貸住宅団地（100戸以上）における地域拠点施設併設率※ （①公的賃貸住宅団地全体、②UR団地の医療福祉拠点化） ※高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等の支援に資する施設。UR団地においては、地域の医療福祉拠点化を推進（250団地程度（令和12））し、これにより設置される施設を含む。
3	高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合*
4	認定長期優良住宅のストック数
5	居住目的のない空き家数※ ※住宅・土地統計調査（総務省）における賃貸・売却用等以外の「その他」の空き家数

業績指標の分析

(1) 民間賃貸住宅のうち、一定の断熱性能を有し遮音対策が講じられた住宅の割合

目標達成状況の評価

N

	初期値	実績値					目標値
	H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R12年度
実績値	約1割	—	—	—	集計中	—	2割
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	

（事務事業等の実施状況）

<断熱関係>

- 平成27年7月に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）を公布、平成28年4月より性能向上計画認定等の誘導措置を施行、平成29年4月より大規模建築物の省エネ基準適合義務等の規制措置を施行した。
- 令和元年5月に改正建築物省エネ法を公布、令和元年11月よりマンション等に係る届出義務制度の監督体制の強化、賃貸アパート等の住宅トップランナー制度の対象への追加を施行した。
- 令和4年6月に改正建築物省エネ法を公布し、令和6年4月より住宅・建築物の販売・賃貸時のエネルギー消費性能表示制度を施行した。
- 都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）による省エネ性能の高い低炭素建築物の認定制度の普及促進を図った。
- こどもエコすまい支援事業、子育てエコホーム支援事業及び長期優良住宅化リフォーム推進事業等により住宅の省エネ改修に対して支援を行った。
- 住宅性能表示制度の普及促進を図った。
- 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅等改修事業により省エネ改修費用に対して支援を行った。
- 独立行政法人住宅金融支援機構による子育て世帯向け省エネ賃貸住宅建設融資において、一定の断熱性能を有する賃貸住宅を対象に融資を実施（令和6年度実績：214件）。うち、ZEH水準に適合する賃貸住宅を対象に金利引下げを実施した。（令和6年度実績：45件）

<遮音関係>

- 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅等改修事業により遮音改修費用に対して支援を行った。
- 住宅性能表示制度の普及促進を図った。
- 住宅市場整備推進等事業により、令和5年度に生活騒音（特に子育て世帯の出す音）についての配慮を促すためのチラシを作成し、HPで公表する等を通じて普及促進を図った。また、令和4年度に作成した「賃貸住宅の断熱性向上や遮音対策のための大家向けガイドブック」について、セミナーで周知する等を通じて普及促進を図った。
- 独立行政法人住宅金融支援機構による子育て世帯向け省エネ賃貸住宅建設融資において、遮音性能を高めた賃貸住宅を対象に金利引下げを実施。（令和6年10月開始）

（その他の外部要因の状況）

—

（目標の達成状況に関する分析）

初期値以降の実績値がなく判断できないことから、Nと評価した。令和5年度の実績値は集計中であるが、本指標は「一定の断熱性能を有する住宅の割合」及び「一定の遮音対策が講じられた住宅の割合」を踏まえて算出するところ、一定の断熱性能を有する住宅の割合については、令和5年住宅・土地統計調査に基づいた集計では15%から17%に増加している。令和7年4月1日より原則全ての住宅・建築物の新築・増改築について省エネ基準への適合が義務付けられたことなどを踏まえ、今後も着実に増加すると考えている。他方、一定の遮音対策が講じられた住宅の割合については、令和7年度中に集計予定である。大手建設会社に対してヒアリングを行ったところ、遮音性能の高い床の開発・標準仕様化が進められていることなどから、一定の増加を見込んでいる。

（課題の特定）

—

(2) 公的賃貸住宅団地（100 戸以上）における地域拠点施設併設率※（①公的賃貸住宅団地全体）
 ※高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等の支援に資する施設。

目標達成状況の評価 A

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R12 年度
実績値	29%	33.5%	34.5%	34.6%	34.7%	35.2%	おおむね 4割
年度ごとの 目標値		30.49%	31.48%	32.47%	33.46%	34.45%	

（事務事業等の実施状況）

- ・低額所得者等に対する公平・的確な公営住宅の供給を促進した。（令和 5 年度整備戸数実績：8,317 戸）
- ・社会資本整備総合交付金等における公営住宅等整備事業に関し、公営住宅団地の建替えについて、保育所等の生活支援施設の併設を促進した。（令和 5 年度併設施設数：11,783 施設（7,708 団地））
- ・都市再生機構賃貸住宅等の公的賃貸住宅団地の建替えに際し、社会福祉施設（子育て支援施設、高齢者生活施設 等）の併設・合築、整備敷地への誘致を推進。（令和 5 年度供給施設数：2,211 施設（827 団地）（都市再生機構賃貸住宅分））

（その他の外部要因の状況）

—

（目標の達成状況に関する分析）

業績指標は初年度から各年度において、令和 3 年度以降伸び悩みがみられるが、実績値が目標値を上回っており、今年度においても実績値が目標値を上回ったため、A と評価した。（令和 6 年度管理戸数 100 戸以上の公的賃貸住宅団地数：7,104 団地（内生活支援施設が「併設」されている団地数：2,500 団地）

（課題の特定）

公的賃貸住宅団地においては、単なる住宅供給のみならず、生活を支える機能を充実させる観点から地域拠点施設（高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等の支援に資する施設）の併設を進めていくことが重要であることから、多様な主体（自治体・UR 等）の連携による居住機能の集約化等とあわせた地域拠点施設の設置への支援など、今後も引き続き取組を促進する。

(2) 公的賃貸住宅団地（100戸以上）における地域拠点施設併設率※（②UR団地の医療福祉拠点化）
 ※高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等の支援に資する施設。UR団地においては、地域の医療福祉拠点化を推進（250団地程度（令和12））し、これにより設置される施設を含む。

目標達成状況の評価 A

	初期値	実績値					目標値
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R12年度
実績値	128団地	166団地	181団地	202団地	233団地	264団地	250団地程度
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	

（事務事業等の実施状況）

地方公共団体や地域関係者との連携体制を構築し、高齢者世帯・子育て世帯等の支援に資する環境の整備によりUR団地における地域の医療福祉拠点化を推進。対象団地において、住戸内・共用部のバリアフリー化やコミュニティスペースの設置、医療・福祉施設等の誘致、生活支援アドバイザーの配置等を行った。

（その他の外部要因の状況）

—

（目標の達成状況に関する分析）

令和6年度までの実績値は264団地で拠点形成済みであり、目標値を達成したことから、Aと評価した。

（課題の特定）

—

(3) 高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合 *

目標達成状況の評価 B

	初期値	実績値					目標値
	H30 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R12 年度
実績値	2.5%	2.7%	2.8%	2.9%	3.0%	(集計中)	4%
年度ごとの 目標値		2.7%	2.8%	3.0%	3.1%	3.2%	

(事務事業等の実施状況)

- ・バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進した。
(平成 26 年度末実績：総登録戸数 177,722 戸)
(平成 27 年度末実績：総登録戸数 199,056 戸)
(平成 28 年度末実績：総登録戸数 215,955 戸)
(平成 29 年度末実績：総登録戸数 229,947 戸)
(平成 30 年度末実績：総登録戸数 244,054 戸)
(令和元年度末実績：総登録戸数 254,747 戸)
(令和 2 年度末実績：総登録戸数 267,069 戸)
(令和 3 年度末実績：総登録戸数 274,911 戸)
(令和 4 年度末実績：総登録戸数 282,426 戸)
(令和 5 年度末実績：総登録戸数 287,151 戸)
(令和 6 年度末実績：総登録戸数 290,128 戸)
- ・サービス付き高齢者向け住宅供給促進のため、建設・改修費に対して、国が民間事業者等に直接補助を実施するとともに、固定資産税の減額及び不動産取得税の軽減措置を講じた。
- ・独立行政法人住宅金融支援機構による、サービス付き高齢者向け賃貸住宅の建設等に必要な資金に対する融資を実施した(令和 6 年度実績：3 件)。
- ・社会資本整備総合交付金の活用等による、地域優良賃貸住宅等の良質な賃貸住宅の供給を促進した。

(その他の外部要因の状況)

高齢者人口数の増加

(目標の達成状況に関する分析)

高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合は、平成 26 年度 2.1%から令和 5 年度 2.9%と増加しているが、今後、現状のトレンドのまま推移すると目標値を下回ることから、B と評価とした。サービス付き高齢者向け住宅の供給量は着実に増加している一方で 65 歳以上の人口数も増加した影響により、目標達成に必要な供給量の見込みに達していないことが目標値を下回る理由として考えられる。

(課題の特定)

事業者・団体へのヒアリングにより、サービス付き高齢者向け住宅の供給課題として建設費の高騰などが上げられている。今後は、住生活基本計画(令和 3 年 3 月 19 日閣議決定)で設定している目標値(4%(令和 12 年度))を基に、引き続き、サービス付き高齢者向け住宅の建設・改修費等に対する補助等の施策を着実に推進し、高齢者向け住宅の供給を促進する。

地域優良賃貸住宅制度においても、引き続き賃貸住宅の整備等に要する費用に対する補助等の施策を着実に推進し、高齢者世帯等各地における居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進する。また、高齢者等の入居を拒まない賃貸住宅(セーフティネット登録住宅)の周知・普及を引き続き進めていくとともに、住宅の改修や入居者負担の軽減等の支援を行う。

(4) 認定長期優良住宅のストック数

目標達成状況の評価 B

	初期値	実績値					目標値
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R12年度
実績値	113万戸	124万戸	136万戸	148万戸	159万戸	174万戸	約250万戸
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

〈制度的対応〉

- 長期優良住宅の認定基準を改正し、増改築認定及び既存認定の省エネ基準の強化等を図るとともに、手続きのオンライン化を推進するため、長期優良住宅法に係る認定通知書等の様式の押印を廃止（全て令和7年4月施行）

〈財政上・金融上の措置〉

- 認定長期優良住宅に対する予算措置、税の特例措置、融資制度

〈普及啓発・技術開発〉

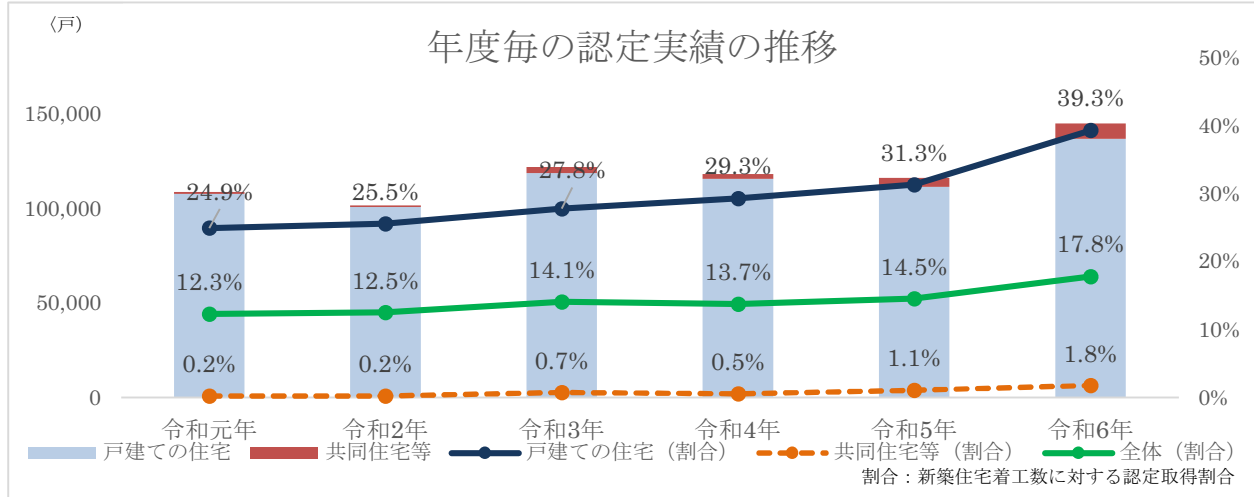
- インターネットやパンフレット等による制度のメリットのPR、地方公共団体や各種団体が行う普及活動への支援。
- 長期使用構造等に係る技術に関する研究開発の推進。

(その他の外部要因の状況)

新築住宅着工数の減少等

(目標の達成状況に関する分析)

- ・予算や税等による長期優良住宅への支援や省エネ性能の高い住宅に対する住宅取得者の意識の高まりにより、新築住宅着工数に対する長期優良住宅の認定実績の割合は増加傾向にあり、概ね順調に推移している。
- ・一方で、新築住宅着工数が減少傾向である中、目標年度に目標値を下回る可能性があることから、Bと評価した。



(課題の特定)

- ・戸建ての住宅の認定割合は年々増加しているが、共同住宅等の認定は低調であるため、令和3年の長期優良住宅法の改正（共同住宅に係る認定基準の合理化等）を踏まえて、引き続き認定促進を図る。

(5) 居住目的のない空き家数※

※住宅・土地統計調査（総務省）における賃貸・売却用等以外の「その他」の空き家数

目標達成状況の評価

B

	初期値	実績値					目標値
	H30年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R12年
実績値	349万戸	—	—	—	386万戸	—	400万戸程度に抑える
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

○空き家対策総合支援事業

空家法を積極的に活用して、空き家・不良住宅の除却、活用、関連事業など総合的な空き家対策に取り組む市町村に対し支援を行った。

○空き家再生等推進事業

居住環境の整備改善を図るため、空き家・不良住宅の除却、空き家の活用等に取り組む地方公共団体に対して支援を行った。

○既存住宅流通・リフォーム市場の整備

既存住宅の質の向上、良質な既存住宅が適正に評価される市場の形成、既存住宅を安心して取引できる環境の整備に向けた施策を展開した。

○空き家対策の担い手強化・連携モデル事業

空き家対策の執行体制の整備が必要な自治体における専門家等と連携した相談窓口の整備等を行う取組、民間事業者が空き家の発生防止等の抜本的対策に取り組むモデル的な取組、ポスト・コロナ時代を見据えて顕在化した新たなニーズに対応した総合的・特徴的な取組について支援を行った。

○買取再販事業で扱われる住宅の取得に係る不動産取得税・登録免許税の特例措置

買取再販事業者が既存住宅を買取り、住宅性能の一定の質の向上を図るための改修工事を行った後、住宅を再販売する場合の流通税（不動産取得税・登録免許税）の軽減措置を適用した。

（令和4年度適用実績：不動産取得税（建物）10,071件、不動産取得税（土地）5,582件、登録免許税3,624件、令和5年度適用実績：不動産取得税（建物）11,247件、不動産取得税（土地）5,199件、登録免許税5,739件）

○相続により生じた古い空き家又はその敷地についてその譲渡前又は譲渡後一定期間内に耐震改修又は除却を行った場合において、譲渡所得からの3,000万円の特別控除を実施した。

○空家法に基づく勧告をした特定空家等及び管理不全空家等に係る敷地について住宅用地特例の対象から除外する措置を講じた。

○建物状況調査（インスペクション）の普及

標準媒介契約約款の見直しにより、媒介契約書に建物状況調査（インスペクション）を実施する者のあつせん「無」とする場合における理由の記載欄を設けた。既存住宅状況調査技術者講習制度において5講習機関を登録。技術者数は約17,000人（令和7年4月1日時点）。

○「安心R住宅」制度の普及

「安心R住宅」制度について平成30年4月より標章の使用を開始した。（令和6年度末時点で12団体を登録、令和6年度末時点で累計9,005件）

○住宅セーフティネット制度

住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録（セーフティネット登録住宅）を推進しており、全国で943,143戸が登録されている（令和7年3月31日時点）。

○建築基準法の一部改正

戸建て住宅等の福祉施設等への用途変更に伴う制限の合理化や大規模な建築物等に係る制限の合理化によって、既存建築ストックの活用に資する建築基準法の一部改正を行った。

○建築物の除却・建替えによる密集市街地の不燃化促進

密集市街地において、耐火性の低い建築物の除却に対し支援を行った。

○空家法の一部改正

特定空家等の除却等の促進に加え、特定空家等になる前から空家等の「活用拡大」や「管理の確保を図る」ことを目的に、「空家等活用促進区域」、「空家等管理活用支援法人」制度の創設等を含む一部改正を行った。

(その他の外部要因の状況)

世帯数の増加、新規住宅着工による住宅ストックの増加

（目標の達成状況に関する分析）

目標値について、居住目的のない空き家数を令和12年時点で約400万戸程度に抑えることとしているが、令和5年時点で386万戸となり、過去の実績値によるトレンドを延長すると目標値の400万戸を上回る推移となることから、Bと評価した。外部要因となっている世帯数の増加や、新規住宅着工による住宅ストックの増加などの影響が考えられる。

（課題の特定）

空き家対策に係る課題としては、「空家等の活用可能性の拡大」、「空家等の管理の確保」、「特定空家等の除却等の推進」、「市区町村での人員不足」等が挙げられる。

このため、令和5年12月に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」（令和5年法律第50号）において創設された「空家等活用促進区域」、「空家等管理活用支援法人」制度の活用等により空家の活用・管理・除却等の取組を進めるとともに、空き家をはじめとした既存住宅の流通を促進するためのストックの性能向上や、安心して取引ができる市場環境の整備を通じて、目標達成を図る。

評価結果

(目標達成度合いの測定結果)

④ 進展が大きくない

(判断根拠)

業績指標6個のうち、Aが2個、Bが3個、Nが1個である。各指標において、進捗が見られるものの、主要業績指標を含め、目標年度に向けた進捗が順調とは言えない指標もあることから、「④ 進展が大きくない」と判断した。

(施策全体の総括分析・今後の取組の方向性)

住生活基本計画(令和3年3月19日閣議決定)に基づく施策の着実な実施を行ってきたところではあるが、目標達成には、サービス付き高齢者向け住宅等の高齢者向け住宅の普及促進に加え、長期優良住宅制度の普及促進や改正空家法に基づく空き家対策の推進などの取組を総合的かつ一層の推進が必要である。

今後高齢者人口や世帯数の増減等、外部要因について変化が想定されており、新たな住生活基本計画の策定状況等も踏まえながら、必要に応じて目標の変更等を行うとともに引き続き居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る。

外部有識者のコメント

「公的賃貸住宅団地(100戸以上)における地域拠点施設併設率」については、確かに最新年度で実績値が目標値を上回っているものの、令和2年度を除くと近年は伸び悩んでおり目標達成に不安がある。今後の高齢化の進展を考慮すると、地域拠点施設を活用することが極めて重要であり、併設を促進するための方策の検討が望まれる。(国土交通省政策評価会 加藤 浩徳)

評価実施時期

令和7年8月

担当部局名・作成責任者名

・施策目標 1

住宅局住宅戦略官 住宅戦略官 家田 健一郎

・業績指標 1

担当課：住宅局参事官（マンション・賃貸住宅担当）（参事官 杉田 雅嗣）

関係課：住宅局住宅生産課（課長 前田 亮）

住宅局安心居住推進課（課長 田中 規倫）

住宅局住宅総合整備課（課長 勝又 賢人）

住宅局住宅経済・法制課住宅金融室（室長 滝澤 朗）

住宅局参事官（建築企画担当）（参事官 高木 直人）

・業績指標 2

担当課：住宅局住宅総合整備課（課長 勝又 賢人）

担当課：住宅局住宅戦略官（住宅戦略官 家田 健一郎）

・業績指標 3

担当課：住宅局安心居住推進課（課長 田中 規倫）

関係課：住宅局住宅総合整備課（課長 勝又 賢人）

住宅局住宅経済・法制課住宅金融室（室長 滝澤 朗）

・業績指標 4

担当課：住宅局住宅生産課（課長 前田 亮）

・業績指標 5

担当課：住宅局住宅戦略官（住宅戦略官 家田 健一郎）

関係課：住宅局住宅経済・法制課（課長 皆川 武士）

住宅局住宅総合整備課（課長 勝又 賢人）

住宅局住宅総合整備課住環境整備室（室長 畑 めぐみ）

住宅局参事官（住宅瑕疵担保対策担当）（参事官 横田 僚子）

住宅局建築指導課（課長 松野 秀生）

住宅局市街地建築課市街地住宅整備室（室長 松井 康治）

不動産・建設経済局不動産業課（課長 倉石 誠司）

関連事務事業等

番号	事業名	予算事業 ID
1	公的賃貸住宅家賃対策補助	003997
2	公営住宅整備等事業	003998
3	優良住宅整備促進等事業費補助	003999
4	都市再生機構（賃貸住宅事業）	004000
5	住宅建設事業調査費	007278
6	独立行政法人住宅金融支援機構出資金	007279

参考指標の達成状況

施策目標：1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る

参考指標

(参1) 居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率

	初期値	実績値					目標値
	R2年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R12年度
実績値	25%	25%	28%	30%	32%	35%	50%
年度ごとの 目標値		25%	27.5%	30%	32.5%	35%	

(参2) 市区町村の取組により除却等がなされた管理不全空き家数

	初期値	実績値					目標値
	H27年5月 ～ R2年3月	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R3年度 ～ R12年度
実績値	9万物件	—	30,093件	55,763件	80,105件	—	20万物件
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参3) 空家等対策計画を策定した市区町村数の割合

	初期値	実績値					目標値
	R2年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	—
実績値	7.7割	—	8.0割	8.3割	8.6割	—	—
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

担当部局名・作成責任者名

・参考指標1

担当課：住宅局安心居住推進課（課長 田中 規倫）

・参考指標2、3

担当課：住宅局住宅総合整備課（課長 勝又 賢人）

業績指標登録票

【政策目標】	1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進		
【施策目標】	1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る		
【業績指標】	(1)民間賃貸住宅のうち、一定の断熱性能を有し遮音対策が講じられた住宅の割合	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		約1割 (平成30年度)	2割 (令和12年度)
【指標の定義】	<p>一定の断熱性能を有し遮音対策が講じられた住宅の割合 = A/B</p> <p>A = 一定の断熱性能を有し遮音対策が講じられた戸数(民営借家共同住宅) B = 民営借家共同住宅の総ストック数</p> <p>※「一定の断熱性能」:全部又は一部の窓に二重サッシ又は複層ガラスを使用している住宅</p> <p>※「一定の遮音対策」:居室の全部又は一部の床に一定の遮音性能が期待できる部材を使用している住宅 木造・S造・・・LH-55(子どもの飛び跳ねや走り回り等の重量床衝撃音の遮断性能(LH)が「標準的である」水準)以上の床部材を使用 RC造……………コンクリートの床厚が150mm以上</p> <p>※初期値(平成30年度):A939,427戸/B13,213,176=7.1%</p>		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>子育て世帯の多くが賃貸住宅に居住していることから、住宅の性能のうち、子育て世帯の関心が特に高い「(ランニングコストの節約を含めた)省エネと音」に関する民間賃貸住宅の質の向上について、子どもを産み育てやすい住宅の確保の達成状況を示す指標として、「住生活基本計画(全国計画)」(令和3年3月19日閣議決定)で設定している目標値(2割(令和12年))から設定。</p>		
【外部要因】	平均年収の推移、居住ニーズの変化		
【他の関係主体】	民間事業者等		
【重要政策】	住生活基本計画(全国計画)(令和3年3月19日) 目標3 子どもを産み育てやすい住まいの実現		
【備考】			
【担当課】	住宅局参事官(マンション・賃貸住宅担当)		
【関係課】	住宅局住宅生産課 住宅局安心居住推進課 住宅局住宅総合整備課 住宅局住宅経済・法制課住宅金融室 住宅局参事官(建築企画担当)付		

業績指標登録票

【政策目標】	1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進		
【施策目標】	1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る		
【業績指標】	(2) 公的賃貸住宅団地(100戸以上)における地域拠点施設併設率※ (①公的賃貸住宅団地全体、②UR団地の医療福祉拠点化) ※高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等の支援に資する施設。UR団地においては、地域の医療福祉拠点化を推進(250団地程度(令和12))し、これにより設置される施設を含む。	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		①29%(令和元) ②128団地(令和元)	①おおむね4割(令和12) ②250団地(令和12)
【指標の定義】	<p>①公的賃貸住宅団地全体 公的賃貸住宅団地(100戸以上)における地域拠点施設併設率(A/B)</p> <p>A:各年度末における地域拠点施設が併設された団地数 B:各年度末における100戸以上の公的賃貸住宅団地数</p> <p>②UR団地の医療福祉拠点化 ・地域医療福祉拠点化の取組方針に基づき、地域の連携体制が構築され、一定程度の取組みが実現し、地域医療福祉拠点として持続可能な状態になった段階</p>		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>①公的賃貸住宅団地全体 公的賃貸住宅団地においては、単なる住宅供給のみならず、生活を支える機能を充実させる観点から、施設併設を進めていくことが重要であることから、公的賃貸住宅団地(100戸以上)における地域拠点施設併設率を示す指標として、「住生活基本計画(全国計画)」(令和3年3月19日閣議決定)で設定している目標値(令和12年までにおおむね4割)を設定したもの。</p> <p>②UR団地の医療福祉拠点化 後期高齢者の更なる増加に備え在宅医療・介護が受けられる環境を形成することが重要であり、UR団地を活用して、医療・福祉施設等の誘致、居住環境の整備、若年世帯・子育て世帯等を含むコミュニティ形成を図ることが有効であるため、その進捗状況を示す指標として設定。</p>		
【外部要因】	地域における高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等の支援に資する施設の設置		
【他の関係主体】	地方公共団体、地方住宅供給公社、(独)都市再生機構、民間事業者		
【重要政策】	<p>・住生活基本計画(全国計画)(令和3年3月19日閣議決定) 目標3 子どもを産み育てやすい住まいの実現 目標4多様な世代が支え合い、高齢者等が健康で安心して暮らせるコミュニティの形成とまちづくり</p> <p>・まち・ひと・しごと創生総合戦略(2020改訂版)(令和2年12月21日閣議決定) 公的賃貸住宅団地、その周辺地域等において、集約化や建替え・改修等と併せて福祉施設等の整備を推進するとともに、独立行政法人都市再生機構(UR)の団地における地域医療福祉拠点化に取り組む。(本論第2章/基本目標4/4-1/(3)/①)</p> <p>・デジタル田園都市国家構想基本方針(令和4年6月7日閣議決定) 公的賃貸住宅団地及びその周辺地域等における集約化や建替え・改修等と併せた福祉施設等の整備を推進するとともに、独立行政法人都市再生機構(UR)の団地における地域医療福祉拠点化に取り組む。(第3章/1/(5)/①)</p>		
【備考】			
【担当課】	住宅局住宅総合整備課、住宅局住宅戦略官付		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進		
【施策目標】	1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る		
【業績指標】	(3) 高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		2.5% (平成30年度)	4% (令和12年度)
【指標の定義】	<p>高齢者向け住宅の戸数・定員数の合計値について、65歳以上の人口数で除して算出した割合</p> <p>高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合 = 高齢者向け住宅の供給量 / 65歳以上の人口数</p>		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>高齢者の居住の安定確保を図るため、見守り等のサービスが必要となる高齢者世帯に対して十分な高齢者向け住宅が供給されるよう、「住生活基本計画(全国計画)」(令和3年3月19日閣議決定)で設定している目標値(4%(令和12年))から設定。</p>		
【外部要因】	世帯構成の変化、居住ニーズの多様化、高齢者人口数等		
【他の関係主体】	民間事業者等		
【重要政策】	<p>住生活基本計画(全国計画)(令和3年3月19日)</p> <p>目標4 多様な世代が支え合い、高齢者等が健康で安心して暮らせるコミュニティの形成とまちづくり</p>		
【備考】			
【担当課】	住宅局安心居住推進課		
【関係課】	住宅局住宅総合整備課 住宅局住宅経済・法制課		

業績指標登録票

【政策目標】	1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進		
【施策目標】	1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る		
【業績指標】	(4) 認定長期優良住宅のストック数	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		113万戸 (令和元)	250万戸 (令和12)
【指標の定義】	長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅の累計戸数		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>・「住生活基本計画(全国計画)」(令和3年3月19日閣議決定)で設定している認定長期優良住宅のストック数の目標値(約250万戸(令和12年))を基に設定したもの。</p>		
【外部要因】	資金調達可能額の動向、住宅ローン金利の動向、建材等の価格の動向 等		
【他の関係主体】	住宅供給事業者(事業主体)、所管行政庁(運用主体)、住宅金融支援機構(支援主体)		
【重要政策】	<p>・「住生活基本計画(全国計画)」(令和3年3月19日閣議決定) 目標6 脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成</p> <p>・国土交通省成長戦略(平成22年5月17日)＜住宅・都市分野＞ Ⅲ 住宅・建築投資活性化・ストック再生戦略 1. 質の高い新築住宅の供給と中古住宅流通・リフォームの促進を両輪とする住宅市場の活性化</p>		
【備考】			
【担当課】	住宅局住宅生産課		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進		
【施策目標】	1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る		
【業績指標】	(5)居住目的のない空き家数※ ※住宅・土地統計調査(総務省)における賃貸・売却用等以外の「その他」の空き家数	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		349万戸 (平成30年度)	400万戸程度におさ える (令和12年度)
【指標の定義】	「住宅・土地統計調査(総務省)」における空き家数のうち、「その他の住宅」の数		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>・「住生活基本計画(全国計画)」(令和3年3月19日閣議決定)で設定している目標値(400万戸程度に抑える(令和12年))から設定。</p> <p>・賃貸・売却用等以外の「その他空き家」数は、増加すると防犯・防災性や地域活力の低下を招く恐れがあり、住宅着工・除却数、世帯増減などに大きく影響される面もあるが、既存住宅流通や除却・他用途への転用等を今後さらに進める取組みにより増加を抑えることが期待される。</p> <p>・過去の住宅・土地統計調査における「その他空き家」数のトレンドによると、令和12年には470万戸程度に増加するおそれがあり、今後、世帯数の大幅な増加も見込まれないことから、H28年計画における「その他空き家」数の抑制目標値を5年間延長し、令和12年においても400万戸程度を維持することとする。</p>		
【外部要因】	世帯数の増減、新規住宅着工数		
【他の関係主体】	地方公共団体、民間事業者等		
【重要政策】	住生活基本計画(全国計画)(令和3年3月19日閣議決定) 目標7 空き家の状況に応じた適切な管理・除却・利活用の一体的推進		
【備考】			
【担当課】	住宅局住宅戦略官付		
【関係課】	住宅局住宅総合整備課 住宅局住宅総合整備課住環境整備室 住宅局参事官(住宅瑕疵担保対策担当) 住宅局建築指導課 住宅局市街地建築課市街地住宅整備室 不動産・建設経済局不動産業課		

令和6年度 政策チェックアップ評価書

施策目標：2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する

施策目標の概要及び達成すべき目標

住宅ストックの質の向上を図る取組や、市場における適正な取引に資する施策等を通じ、適切に維持管理された住宅ストックが円滑に流通する市場環境を整備する。これにより、良質な住宅ストックが将来世代へ継承されるとともに、国民が求める住宅を無理のない負担で安心して選択できる市場の実現を目指す。

業績指標

指標番号	業績指標名
6	既存住宅流通及びリフォームの市場規模 *
7	住宅性能に関する情報が明示された住宅の既存住宅流通に占める割合
8	25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している分譲マンション管理組合の割合

業績指標の分析

(6) 既存住宅流通及びリフォームの市場規模 *

目標達成状況の評価 B

	初期値	実績値					目標値
	H30年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年度	R12年
実績値	12兆円	—	—	—	12.3兆円	—	14兆円
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

<既存住宅流通の市場規模>

○建物状況調査（インスペクション）の普及

標準媒介契約約款の見直しにより、媒介契約書に建物状況調査（インスペクション）を実施する者のあつせんを「無」とする場合における理由の記載欄を設けた。既存住宅状況調査技術者講習制度において5講習機関を登録。技術者数は約17,000人（令和7年4月1日時点）。

○住宅履歴情報の整備

住宅履歴情報について、新築、改修、修繕、点検時等において作成される設計図書や施工内容、点検結果等の情報が住宅履歴情報として蓄積され、活用される仕組みの普及を推進。

○不動産取引価格情報の提供

不動産取引価格情報について、国土交通省のホームページ上で提供（令和6年度までの累計提供件数：約547万件）。

○「安心R住宅」制度の普及

「安心R住宅」制度について平成30年4月より標章の使用を開始した。（令和6年度末時点で累計9,005件）

○住宅ストック維持・向上促進事業

良質住宅ストック形成のための市場環境整備促進事業において、令和5年度は11団体、令和6年度は10団体を支援。

○既存住宅売買に係る保険制度

住宅瑕疵担保責任保険法人において、既存住宅売買瑕疵保険等を引き受けた。（令和5年度申込実績：宅建業者販売タイプ20,115戸、個人間売買タイプ2,109戸、令和6年度申込実績：宅建業者販売タイプ19,710戸、個人間売買タイプ1,987戸）

○買取再販事業で扱われる住宅の取得に係る税制上の特例措置

買取再販事業者が既存住宅を買取り、住宅性能の一定の質の向上を図るための改修工事を行った後、住宅を再販売する場合の流通税（不動産取得税・登録免許税）の軽減措置を適用し、良質な既存住宅の流通を促進。（令和4年度適用実績：不動産取得税（建物）10,071件、不動産取得税（土地）5,582件、登録免許税3,624件、令和5年度適用実

績：不動産取得税（建物）11,247 件、不動産取得税（土地）5,199 件、登録免許税 5,739 件）

○独立行政法人住宅金融支援機構の証券化支援事業

独立行政法人住宅金融支援機構のフラット 35 により、既存住宅の取得を支援（令和 6 年度実績：9,542 件）。住宅金融支援機構のフラット 35S により、耐久性・可変性等の性能に優れた住宅の取得を金利の引下げで支援（令和 6 年度実績：7,984 件）。

○長期優良住宅化リフォーム推進事業

長期優良住宅化リフォーム推進事業において、令和 5 年度予算では 2,775 戸に支援を実施、令和 6 年度予算では 2,412 戸の交付申請を受け付けた。

○こどもエコすまい支援事業

こどもエコすまい支援事業において、令和 4 年度補正予算及び令和 5 年度当初予算で住宅の省エネ改修等を 290,917 戸支援。

○子育てエコホーム支援事業

子育てエコホーム支援事業において、令和 5 年度補正予算及び令和 6 年度当初予算で住宅の省エネ改修等を 451,335 戸支援。

○既存住宅についての長期優良住宅認定制度を創設。

<リフォームの市場規模>

○耐震化に向けた積極的な取組を行っている地方公共団体を対象とした定額補助制度（住宅・建築物安全ストック形成事業）の限度額を、令和 6 年度補正予算から 115 万円に引き上げ、耐震化の促進を図っている。また、耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられている建築物に対し、国が重点的・緊急的に支援する地域防災拠点建築物緊急促進事業を実施した。

○サステナブル建築物等先導事業において、公募を実施し、省エネ・省 CO2 等に係る先導的な技術の普及啓発に寄与するリーディングプロジェクトに対して支援実施。

○長期優良住宅化リフォーム推進事業において、令和 5 年度予算では 2,775 戸に支援を実施、令和 6 年度予算では 2,412 戸の交付申請を受け付けた。

○こどもエコすまい支援事業

こどもエコすまい支援事業において、令和 4 年度補正予算及び令和 5 年度当初予算で住宅の省エネ改修等を 290,917 戸支援。

○子育てエコホーム支援事業

子育てエコホーム支援事業において、令和 5 年度補正予算及び令和 6 年度当初予算で住宅の省エネ改修等を 451,335 戸支援。

○住宅履歴情報について、新築、改修、修繕、点検時等において作成される設計図書や施工内容、点検結果等の情報が住宅履歴情報として蓄積され、活用される仕組みの普及を推進。

○「安心 R 住宅」制度の創設（平成 29 年度）

（令和 6 年度末時点で 12 団体を登録）

○住宅リフォーム事業者団体登録制度の創設（平成 26 年度）

（令和 5 年度登録団体：0 団体、令和 6 年度登録団体：0 団体（累積 16 団体）

○消費者が安心してリフォームが行えるよう、リフォームの無料見積チェック制度や、全国の弁護士会における弁護士・建築士による無料専門家相談を実施した。

○住宅瑕疵担保責任保険法人において、リフォーム瑕疵保険、マンションの大規模修繕瑕疵保険等を引き受けた。

（令和 5 年度申込実績：リフォーム瑕疵保険 4,660 戸、大規模修繕瑕疵保険 1,603 棟、令和 6 年度申込実績：リフォーム瑕疵保険 4,583 戸、大規模修繕瑕疵保険 1,672 棟）

○住宅ストック維持・向上促進事業のうち、良質住宅ストック形成のための市場環境整備促進事業において、令和 5 年度は 11 団体、令和 6 年度は 10 団体を支援。

○既存住宅状況調査技術者講習制度において、5 講習機関を登録。技術者数は約 17,000 人（令和 7 年 4 月 1 日時点）。

○独立行政法人住宅金融支援機構において、耐震改修促進法に基づく耐震改修工事及び同等の耐震性能を向上させるための耐震改修工事に必要な資金の貸付けを実施した（令和 6 年度実績：4 件）。

○独立行政法人住宅金融支援機構により、満 60 歳以上の高齢者が自宅のバリアフリー工事、耐震改修工事等を施すリフォームを行う際、生存時は利払いのみとし、死亡時に住宅資産等を活用して元金を一括返済することを可能とする高齢者向け返済特例制度による融資を実施した（令和 6 年度実績：12 件）。

○独立行政法人住宅金融支援機構により、民間金融機関の住宅改良等資金に係るリバースモーゲージ型の融資について、住宅融資保険制度を実施した（令和 5 年度実績：275 件）。

○独立行政法人住宅金融支援機構により、既存住宅の売買に際して、省エネルギー性等についての性能向上リフォーム及び既存住宅の維持保全に係る措置を行う住宅について、住宅ローンの金利引き下げを実施した（令和 6 年度実績：487 件）。

○子育て世帯や高齢者世帯等の入居を拒まない賃貸住居とすること等を要件として、既存住宅等の空き家のリフォーム等に対して補助を行う「住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業」を実施した。

【税制上の特例】

○住宅リフォームに関する税制上の特例措置

一定の要件を満たした耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修、同居対応改修、長期優良住宅化改修又は子育て対応改修が行われた住宅に対する所得税の特別控除及び固定資産税の減税措置を実施。

※同居対応改修及び子育て対応改修については所得税の特別控除のみ

○買取再販事業で扱われる住宅の取得に係る税制上の特例措置

買取再販事業者が既存住宅を買取り、住宅性能の一定の質の向上を図るための改修工事を行った後、住宅を再販売する場合の流通税（不動産取得税・登録免許税）の軽減措置を適用し、良質な既存住宅の流通を促進。（令和4年度適用実績：不動産取得税（建物）10,071件、不動産取得税（土地）5,582件、登録免許税3,624件、令和5年度適用実績：不動産取得税（建物）11,247件、不動産取得税（土地）5,199件、登録免許税5,739件）

○住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置

直系尊属から、自己の居住の用に供する住宅の増改築等のための金銭を贈与により取得した場合において、一定金額までの贈与につき贈与税の非課税措置を実施。

○住宅ローン減税

償還期間10年以上の住宅ローンを利用して住宅の増改築等をした場合、10年間、各年末の住宅ローン残高の一定割合（0.7%）を所得税額（一部、翌年度の住民税額）から控除する措置を実施。

（その他の外部要因の状況）

物価上昇、資材価格の高騰等

（目標の達成状況に関する分析）

既存住宅流通量については近年増加傾向にあるものの、現状においても性能不十分な住宅ストックが多数存在するとともに、既存住宅に対する消費者側への安心感の提供など一定の課題が存在し、過去の実績値によるトレンドを延長しても、目標年度に目標値は達成できないことから、Bと評価した。

（課題の特定）

既存住宅流通及びリフォームの市場規模について、個別の推移を見ると既存住宅流通の市場規模は4.5兆円（H30）→4.6兆円（R5）、リフォームの市場規模は7兆円（H30）→7.7兆円（R5）となっており、どちらも僅かに増加傾向にあるが、目標達成に向けては更なる既存住宅流通市場の活性化が不可欠となっている。

このため、既存住宅に関する情報へのアクセスや既存住宅ストックの質の向上、リフォームしやすい環境の整備などに取り組むことを通じて、市場規模の拡大を図る。

(7) 住宅性能に関する情報が明示された住宅の既存住宅流通に占める割合

目標達成状況の評価 B

	初期値	実績値					目標値
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R12年度
実績値	15%	—	—	—	14%	—	50%
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

○住宅性能に関する情報が明示された住宅（既存住宅売買瑕疵保険、安心R住宅、新たな保険商品）の実績

指標の定義	指標にかかる要件	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A	既存住宅売買瑕疵保険	30,658件	22,826件	22,224件	21,697件
B	安心R住宅 (うちA未加入)	392件	603件	837件	774件
C	新たな保険商品	10件	5件	2件	0件
(A+B+C)	計	31,060件	23,434件	23,063件	22,471件

○住宅ストック維持・向上促進事業

良質住宅ストック形成のための市場環境整備促進事業において、令和5年度は11団体、令和6年度は10団体を支援。

(その他の外部要因の状況)

—

(目標の達成状況に関する分析)

住宅性能に関する情報が明示された住宅の件数は、税制要件の変更等により既存住宅売買瑕疵保険(A)の件数が減少しているほか、新たな保険商品(C)の件数が伸び悩んでいることから、直近3年間は減少している。そのため、最新実績値が初期値を下回っており、目標年度に目標達成が見込まれないことから、Bと評価した。

(課題の特定)

目標の達成状況に関する分析を踏まえると、安心R住宅(B)については着実に増加傾向にあるものの、目標達成のためには既存住宅売買瑕疵保険(A)や新たな保険商品(C)の実績値の増加が必要である。しかし、既存住宅売買瑕疵保険(A)については税制要件の変更等により件数が減少しており、新たな保険商品(C)については保険会社において販売件数増加のための市場需要の掘り起こしが未だ十分ではない。

(8) 25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している分譲マンション管理組合の割合

目標達成状況の評価 B

	初期値	実績値					目標値
	H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
実績値	54%	—	—	—	60%	—	66%
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

- 25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金を設定している分譲マンション管理組合の割合の向上のため、以下のとおりの取組を実施
- ・長期修繕計画の作成又は見直し等を基準に含む適正なマンション管理計画の認定を行う管理計画認定制度（令和4年4月1日創設）の活用を推進した。（令和6年度までの認定実績：2,117件）
 - ・上記、法律に基づく認定制度と併せて、新築分譲マンションを対象とした長期修繕計画の作成又は見直し等を基準に含む適正な管理のマンションの計画を予備的に認定する予備認定制度（令和4年4月1日創設）の周知・普及を行った。（令和6年度までの認定実績：1,787件）
 - ・管理計画認定制度を実施するために必要となる、地方公共団体におけるマンション管理適正化推進計画の策定を推進した。（令和5年度までに412団体で策定済（全国のマンションの約92%をカバー））
 - ・修繕積立金が適切に積み立てられていないマンション等に対して、地方公共団体が助言・指導等を実施する際の参考となるガイドラインを改定した。（令和6年6月）。
 - ・長期修繕計画や修繕積立金の作成・見直しに際して参考となる「長期修繕計画作成ガイドライン及び同コメント」、「マンションの修繕積立金に関するガイドライン」を改定した。（令和6年6月）。
 - ・マンション管理適正化・再生推進事業を活用して、地方公共団体がマンション管理士等の専門家を派遣し、管理水準が低いマンションにおける長期修繕計画や修繕積立金の設定方法の見直しに向けた検討を支援した。（令和6年度の採択件数：20件）
 - ・マンションストック長寿命化等モデル事業において、管理水準の低いマンションが地方公共団体と連携して管理適正化を図るとともに、大規模修繕工事を実施する取組に対して支援を行った。（令和6年度の採択件数：3件）
 - ・適切な修繕積立金の確保等に向けた管理組合の合意形成を促進するために、管理計画の認定を受けたマンション等において、長寿命化に資する大規模修繕工事が実施された場合に、当該マンションに係る固定資産税の減額措置（マンション長寿命化促進税制）（令和5年4月創設）の活用を推進した。（令和5年度の申告実績（推計）：3,653件）
 - ・「今後のマンション政策のあり方に関する検討会」を開催し、マンション巡る現状を把握し、課題の洗い出しを行った上で、現時点で考えられる政策の方向性をマンション政策全般の大綱としてとりまとめた。（令和5年8月）
 - ・「社会資本整備審議会 住宅宅地分科会 マンション政策小委員会」を開催し、今後のマンション政策のあり方について検討を行い、マンションの管理適正化・再生円滑化等を推進するための総合的な施策の方向性についてとりまとめた。（令和7年2月）
 - ・マンションの新築から再生までのライフサイクル全体を見通して、その管理及び再生の円滑化等を図るための「老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律」が令和7年5月に成立した。

(その他の外部要因の状況)

—

(目標の達成状況に関する分析)

「25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している分譲マンション管理組合の割合」については、平成30年度の54%から令和5年度の60%と増加しているが、マンションにおける区分所有者間の合意形成の困難さ等を要因として、今後、現状のトレンドのまま推移すると目標値を下回ることからBと評価とした。

(課題の特定)

マンションの所有形態は一つの建物を複数人で所有する区分所有という特殊な形態であることから、管理等に係る意思決定には、区分所有者間の合意形成を必要とする困難さがある。また、長期修繕計画の計画期間が30年以上であることや適切な修繕積立金の積立が計画されていること等を基準に含む管理計画認定制度の認定実績は着実に増加しているが（令和4年度：37件、令和5年度：594件、令和6年度：1,486件）、現状は新築マンションが認定の対象になっていない。目標の達成に向けては、マンションにおける区分所有者間の合意形成の困難さや新築時から適正な管理等を確保すること等が課題になっていると考えられ、これらの課題の解決に向けた取組も必要となっている。

これを踏まえ、令和7年5月に成立したマンション関係法の改正法においては、新築時から適正な管理等が行われるように、新築マンションが管理計画認定制度の認定の対象に追加されることとなっている。その他、管理組合が長期修繕計画や修繕積立金の見直し等を行いやすくするための集会の決議の円滑化を図るための措置や、管理組合の合

意形成の支援等の取組を行う民間団体の登録制度の創設など、改正法により管理の円滑化等のための施策が強化されることとなっている。改正法も踏まえ、目標年度に目標値を達成できるよう、引き続きマンションの管理適正化を推進する。

評価結果

(目標達成度合いの測定結果)

④ 進展が大きい

(判断根拠)

業績指標3個のうち、Bが3個であって、目標達成には相当な期間を要すると考えられることから、「④ 進展が大きい」と判断した。

(施策全体の総括分析・今後の取組の方向性)

住生活基本計画(令和3年3月19日閣議決定)に基づき施策の着実な実施を行ってきたところであるが、目標達成には、新築・建替・リフォーム等を通じた良質な住宅の供給等に加え、既存住宅への安心感を高める施策などを通じて、既存住宅流通市場等の活性化を進めるため、施策の総合的かつ一層の推進が必要である。

新たな住生活基本計画の策定状況等も踏まえながら、必要に応じて目標の変更等を行うとともに、引き続き住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場の整備を推進する。

外部有識者のコメント

既存住宅流通及びリフォーム市場の活性化や、住宅性能情報の明示、分譲マンションの長期修繕計画の整備促進など一定の取組が進展しているが、いずれの業績指標も目標達成には至っておらず、特に既存住宅に対する信頼性や流通量の拡大には課題が残る。今後は制度的支援や情報提供の強化を通じて、消費者の安心感向上と市場の更なる活性化を図る必要がある。(国土交通省政策評価会 大串 葉子)

評価実施時期

令和7年8月

担当部局名・作成責任者名

・施策目標2

住宅局住宅戦略官 住宅戦略官 家田 健一郎

・業績指標6

担当課:住宅局住宅戦略官(住宅戦略官 家田 健一郎)

関係課:住宅局住宅経済・法制課(課長 皆川 武士)

住宅局建築指導課(課長 松野 秀生)

住宅局市街地建築課市街地住宅整備室(室長 松井 康治)

住宅局安心居住推進課(課長 田中 規倫)

住宅局住宅経済・法制課住宅金融室(室長 滝澤 朗)

住宅局住宅生産課(課長 前田 亮)

住宅局参事官(建築企画担当)(参事官 高木 直人)

住宅局参事官(住宅瑕疵担保対策担当)(参事官 横田 僚子)

不動産・建設経済局不動産課(課長 倉石 誠司)

不動産・建設経済局不動産市場整備課(課長 北間 美穂)

不動産・建設経済局土地経済課(課長 江口 大暁)

・業績指標7

担当課:住宅局参事官(住宅瑕疵担保対策担当)(参事官 横田 僚子)

・業績指標8

担当課:住宅局参事官(マンション・賃貸住宅担当)(参事官 杉田 雅嗣)

関連事務事業等

番号	事業名	予算事業 ID
1	住宅市場環境整備推進経費	004001
2	市街地環境整備推進経費	004002
3	住宅・建築物安全安心対策推進経費	004003
4	民間事業者等の知見を活用した建築基準整備の推進事業	004004
5	建築物の安全確保のための体制の整備事業	004005
6	マンション管理適正化・再生推進事業	004006
7	住宅ストック維持・向上促進事業	004007
8	建築基準法・建築士法等の円滑な執行体制の確保に関する事業	004008
9	住宅建築技術国際展開支援事業	004012
10	住宅・建築生産性向上促進事業	004014
11	共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業	004017
12	長期優良住宅認定取得促進モデル事業	004578
13	定期報告制度のデジタル化促進事業	004616
14	カーボンニュートラルの実現に向けた住宅・建築物の体制整備事業	004617
15	居住支援協議会等活動支援事業	004994
16	建築物再生可能エネルギー利用促進区域指定促進モデル事業	005084
17	建築 BIM 活用総合推進事業	005618

参考指標の達成状況

施策目標：2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する

参考指標

(参4) DX推進計画を策定し、実行した大手住宅事業者の割合

	初期値	実績値					目標値
	R2年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年
実績値	0%	0%	—	73%	—	91%	100%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

担当部局名・作成責任者名

・参考指標4

担当課：住宅局住宅生産課（課長 前田 亮）

業績指標登録票

【政策目標】	1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進		
【施策目標】	2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する		
【業績指標】	(6) 既存住宅流通及びリフォームの市場規模*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		12兆円 (平成30年)	14兆円 (令和12年)
【指標の定義】			
<p><既存住宅流通の市場規模></p> <p>・既存住宅流通の市場規模＝A×B A＝土地と家屋を含めた消費者の既存住宅の購入価額【出典：住宅市場動向調査(国土交通省)】 B＝既存住宅の流通戸数【出典：住宅・土地統計調査(総務省)】</p> <p><リフォームの市場規模></p> <p>・リフォームの市場規模＝① 10㎡以上の増改築工事＋ ② 10㎡未満の増改築工事＋ ③ 設備の維持修繕費＋ ④ 修繕工事(大規模修繕等)＋ ⑤ 賃貸住宅のリフォーム</p>			
【目標設定の考え方・根拠】			
<p>・脱炭素社会に向けた住宅循環システムを構築し、ライフスタイルに合わせた柔軟な住替えが可能となる社会を実現するためには、既存住宅流通の活性化が重要な課題である。</p> <p>・平成27年6月に閣議決定された「日本再興戦略」改訂において、既存住宅・リフォーム市場規模を、2010年(平成22年)から2020年(平成32年)までに10兆円から20兆円へと倍増する目標が掲げられているが、直近の実績では4.5兆円にとどまっており長期的には倍増を目指すのが現実的な目標として6兆円とする。</p> <p>・インスペクション、住宅瑕疵保険、住宅性能表示等の活用、買取再販で扱われる住宅の取得に係る税制特例、価格査定マニュアルの普及・定着等の諸政策を展開することにより、既存住宅流通の市場規模が6兆円になるものと見込む。</p> <p>・また、住宅ストックの状況は、総世帯(約5,250万世帯)に対し住宅ストック数(約6,060万戸)で約16%多い。</p> <p>一方で「耐震性のない住宅」は全国で約900万戸、「バリアフリー・省エネをいずれも満たさない」住宅が約2,200万戸存在することから、リフォーム市場の活性化による既存住宅の質の維持・向上が求められるところ。</p> <p>・リフォーム市場の活性化を通じて循環型社会の形成を目指すため、これまでの実績の推移に加え各種支援制度の充実等により性能向上リフォーム(耐震・省エネ・バリアフリー)、新たな日常に対応するリフォーム等の市場規模拡大を政策で後押しし、令和12年度のリフォーム市場規模が8兆円になるものと見込む。</p> <p>・以上より、令和12年の目標値を14兆円に設定。</p>			
【外部要因】			
地価・住宅価格の動向、市場の金利動向、資金調達可能額の動向等			
【他の関係主体】			
住宅建設業者・リフォーム業者等			
【重要政策】			
<p>・住生活基本計画(全国計画)(令和3年3月19日) 目標6 脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成</p> <p>・未来投資戦略2017(平成29年6月9日) 既存住宅流通・リフォーム市場を活性化していく。(第2 I 8.)</p> <p>・ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日) 既存住宅流通・リフォーム市場を形成・活性化する。(5. (6))</p>			
【備考】			
【担当課】	住宅局住宅戦略官付		
【関係課】	不動産・建設経済局不動産課 不動産・建設経済局不動産市場整備課 不動産・建設経済局地価調査課 住宅局住宅経済・法制課住宅金融室 住宅局住宅生産課 住宅局参事官(住宅瑕疵担保対策担当)		

業績指標登録票

【政策目標】	1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進		
【施策目標】	2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する		
【業績指標】	(7)住宅性能に関する情報が明示された住宅の既存住宅流通に占める割合	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		15% (令和元年度)	50% (令和12年度)
【指標の定義】	<p>流通する既存住宅の品質を示す指標として設定</p> <p>初期値(R1年): $(A+B+C) \div D = (22,309 \text{戸} + 570 \text{戸} + 0 \text{戸}) \div 15.5 \text{万戸} \approx 14.8\% (15\%)$ A: 既存住宅売買瑕疵保険の申請戸数=22,309戸 B: 安心R住宅流通戸数(既存住宅売買瑕疵保険に加入した住宅戸数を除く)=570 Bの算出方法=令和元年安心R住宅流通戸数(1,424)×0.4※=570 ※安心R住宅年間流通戸数が最も多いリノベ協における安心R住宅のうち既存住宅売買瑕疵保険に加入したものの割合(59.3%:平成30年4月～9月実績)の傾向が全登録団体に同様であると仮定し、安心R住宅年間流通戸数の4割が保険に加入していないものとして算出。 C: 新たな保険商品※の申請戸数=0戸 ※検査不適合範囲を免責とする保険、延長保険(転売特約)、買主加入型保険等、今後件数の増加が見込まれる保険(令和3年度以降認可することを想定する新たな保険商品) D: 既存住宅の流通戸数(年間)=15.5万戸(令和元年) 平成30年住宅・土地統計調査により公表されている平成26年1月から平成30年9月までの計57か月の既存住宅流通戸数に60/57を乗じ(=平成26年から平成30年の60か月の合計戸数)、この数値を5で除すことで過去5年間の平均既存住宅流通戸数を算出。</p>		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>住宅性能に関する基礎的な情報が消費者に提供される住宅(安心R住宅や既存住宅売買瑕疵保険に加入した住宅等)を普及・拡大し、消費者が安心して取引できる既存住宅流通市場の整備を図る。</p> <p>目標値(R12年): $(A+B+C) \div D = (44,826 \text{戸} + 4,970 \text{戸} + 46,000 \text{戸}) \div 19.0 \text{万戸} \approx 50.4\% (50\%)$ Aの算出方法: 平成21年から令和元年までの宅建業者販売タイプ申込件数(A1)及び個人間売買申込件数(A2)の増加傾向を基に増加変動をそれぞれ線形近似し、A1:1,741件増加/年、A2:307件増加/年を仮定し、令和2年以降の件数を想定。 Bの算出方法 安心R住宅流通戸数が1,000戸/年増加すると仮定し、令和2年以降の安心R住宅流通戸数を試算のうえ、各年の当該数値に0.4を乗じた値を順次加算することで算出。 Cの算出方法: AまたはBと同等の住宅の性能に関する基礎的な情報が消費者に提供される住宅が令和12年に約4.6万戸となると想定し設定(令和3年度に年間1,000件、その後年間5,000件のペースで増加を想定)。 Dの算出方法: 年間の既存住宅流通量が増加し19万戸になっていると想定。</p>		
【外部要因】			
【他の関係主体】			
【重要政策】	「住生活基本計画(全国計画)」(令和3年3月19日閣議決定) 目標6 脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成		
【備考】			
【担当課】	住宅局参事官(住宅瑕疵担保対策担当)		
【関係課】	なし		

業績指標登録票

【政策目標】	1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進		
【施策目標】	2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する		
【業績指標】	(8) 25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している分譲マンション管理組合の割合	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		54% (平成30年度)	66% (令和7年度)
【指標の定義】	<p>25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している分譲マンション管理組合割合(A/B)</p> <p>※A=25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している分譲マンション管理組合数 B=分譲マンション管理組合数</p> <p>※初期値(平成30年度): A905管理組合/1,688管理組合=53.6%</p>		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>分譲マンションは、共用部分を共同で管理することから、適正な維持管理には、長期間にわたる修繕計画とそれに基づく修繕費用の積立を行うことが必要であり、合理的で適正な管理等を示す指標として、住生活基本計画(令和3年3月19日閣議決定)で設定している目標値(75%(R12))をもとに現況値と令和12年度末までの目標値との差を按分し、令和7年度末までの数値を形式的に設定。</p>		
【外部要因】			
【他の関係主体】			
【重要政策】	<p>住生活基本計画(全国計画)(令和3年3月19日)</p> <p>目標6 脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成</p>		
【備考】			
【担当課】	住宅局参事官(マンション・賃貸住宅担当)		
【関係課】			

令和6年度 政策チェックアップ評価書

施策目標：9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う

施策目標の概要及び達成すべき目標

地球温暖化対策をはじめとする環境政策・省エネルギー政策を推進することで、国土交通分野における環境負荷の低減を図る。

業績指標

指標番号	業績指標名
22	一定規模以上の輸送能力を有する輸送事業者の省エネ改善率（①特定貨物輸送事業者（鉄道300両～、トラック200台～、船舶2万総トン～）、②特定旅客輸送事業者（鉄道300両～、バス200台～、タクシー350台～、船舶2万総トン～）、③特定航空輸送事業者（航空9,000トン（総最大離陸重量）～）
23	燃費基準値達成建設機械の普及率（①油圧ショベル、②ホイールローダ、③ブルドーザ）
24	省エネ基準に適合する住宅ストックの割合
25	モーダルシフトに関する指標 *（①鉄道によるコンテナ貨物の輸送トンキロ、②内航海運による雑貨の輸送トンキロ）
26	環境負荷低減に資する内航船舶の普及促進によるCO2排出削減量(平成25年度比)
27	下水道分野における温室効果ガス排出削減量

業績指標の分析

(22) 一定規模以上の輸送能力を有する輸送事業者の省エネ改善率

①特定貨物輸送事業者（鉄道300両～、トラック200台～、船舶2万総トン～）

目標達成状況の評価 B

	初期値	実績値					目標値
	—	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	毎年度
実績値	—	-0.77%	-1.19%	-1.23%	-0.88%	(集計中)	直近5年間の改善率の年平均 -1%
年度ごとの目標値		直近5年間の改善率の年平均 -1%	直近5年間の改善率の年平均 -1%	直近5年間の改善率の年平均 -1%	直近5年間の改善率の年平均 -1%	直近5年間の改善率の年平均 -1%	

（事務事業等の実施状況）

地方運輸局において、特定輸送事業者に対する実態調査や、同調査を通じた省エネ対策等に係る指導・助言等を実施した。

（その他の外部要因の状況）

コロナ禍の影響で設備投資が縮減されたことによる輸送機器の老朽化

（目標の達成状況に関する分析）

令和5年度の実績値について、鉄道は目標値を達成したものの、トラック、船舶で目標値を達成しなかった。全体としても目標値をわずかに達成しなかったため、Bと評価した。目標を達成できていない要因として、上記の外部要因による影響が考えられる。令和6年度の実績値は集計中であるが、過去の実績値では、目標値付近を推移していることから、今後もこの傾向が継続すると見込まれる。

（課題の特定）

外部要因として、コロナ禍の影響で設備投資が縮減されたことによる輸送機器の老朽化が要因として考えられており、この問題を解決することやエネルギー使用に係る原単位の更なる改善に資する取組を進めることが必要である。

(22) 一定規模以上の輸送能力を有する輸送事業者の省エネ改善率

②特定旅客輸送事業者（鉄道 300 両～、バス 200 台～、タクシー350 台～、船舶 2 万総トン～）

目標達成状況の評価 A

	初期値	実績値					目標値
	—	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	毎年度
実績値	—	-0.49%	-0.68%	-0.99%	-2.01%	(集計中)	直近 5 年間の改善率の年平均 - 1 %
年度ごとの目標値		直近 5 年間の改善率の年平均 - 1 %	直近 5 年間の改善率の年平均 - 1 %	直近 5 年間の改善率の年平均 - 1 %	直近 5 年間の改善率の年平均 - 1 %	直近 5 年間の改善率の年平均 - 1 %	

(事務事業等の実施状況)

地方運輸局において、特定輸送事業者に対する実態調査や、同調査を通じた省エネ対策等に係る指導・助言等を実施した。

(その他の外部要因の状況)

新型コロナウイルス感染症による旅客需要への影響からの回復

(目標の達成状況に関する分析)

令和 2・3 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大のため、輸送効率の悪化によりエネルギー使用に係る原単位が悪化したが、令和 4 年度以降は旅客需要が回復したため、令和 5 年度においては目標を達成した。このため、A と評価した。

(課題の特定)

—

(22) 一定規模以上の輸送能力を有する輸送事業者の省エネ改善率

③特定航空輸送事業者（航空 9,000 トン（総最大離陸重量）～）

目標達成状況の評価 A

	初期値	実績値					目標値
	—	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	毎年度
実績値	—	+5.65%	+5.75%	+1.05%	-1.55%	集計中	直近 5 年間の改善率の年平均 - 1 %
年度ごとの目標値		直近 5 年間の改善率の年平均 - 1 %	直近 5 年間の改善率の年平均 - 1 %	直近 5 年間の改善率の年平均 - 1 %	直近 5 年間の改善率の年平均 - 1 %	直近 5 年間の改善率の年平均 - 1 %	

(事務事業等の実施状況)

地方運輸局において、特定輸送事業者に対する実態調査や、同調査を通じた省エネ対策等に係る指導・助言等を実施した。

(その他の外部要因の状況)

新型コロナウイルス感染症による旅客需要への影響からの回復

(目標の達成状況に関する分析)

令和 2・3 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大のため、輸送効率の悪化によりエネルギー使用に係る原単位が悪化したが、令和 4 年度以降は旅客需要が回復したため、令和 5 年度においては目標を達成した。このため、A と評価した。

(課題の特定)

—

(23) 燃費基準値達成建設機械の普及率 (①油圧ショベル)							
目標達成状況の評価		A					
	初期値	実績値					目標値
	H29年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
実績値	7%	22%	29%	39%	48%	(集計中)	49%
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	
(事務事業等の実施状況)							
低炭素型建設機械及び燃費基準値達成建設機械の低利融資制度等を継続して実施することにより、燃費基準値達成建設機械の普及を促進した。							
(その他の外部要因の状況)							
—							
(目標の達成状況に関する分析)							
油圧ショベルの普及率は順調に上がっており、過去の実績値のトレンドを延長すると目標年度における目標値の達成が見込まれるため A 評価とした。							
今後も環境性能に優れた建設機械等の建設現場への普及のための広報活動等を推進することとする。							
(課題の特定)							
—							

(23) 燃費基準値達成建設機械の普及率 (②ホイールローダ)							
目標達成状況の評価		B					
	初期値	実績値					目標値
	H29年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
実績値	2%	6%	6%	11%	14%	(集計中)	40%
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	
(事務事業等の実施状況)							
燃費基準値達成建設機械の低利融資制度等を継続して実施することにより、燃費基準値達成建設機械の普及を促進した。							
(その他の外部要因の状況)							
—							
(目標の達成状況に関する分析)							
令和6年度の実績値は集計中ではあるが、ホイールローダの普及率は年々上昇しつつも、目標年度に目標値を達成することが困難と見込まれるため、B と評価した。燃費基準値達成ホイールローダ台数の増加がありつつも、既存機械の廃棄処分や海外への中古販売の減少によってホイールローダ総台数が増加しているため、普及率が伸び悩んでいる。							
(課題の特定)							
ホイールローダは比較的長期で使用されるため、機械の入れ替えが進まず普及率が伸び悩んでいるところ、今後も環境性能に優れた建設機械等の建設現場への普及のための広報活動等を推進することとする。							

(23) 燃費基準値達成建設機械の普及率 (③ブルドーザ)

目標達成状況の評価 | A

	初期値	実績値					目標値
	H29年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
実績値	5%	12%	16%	26%	33%	(集計中)	33%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

低炭素型建設機械及び燃費基準達成建設機械の低利融資制度等を継続して実施することにより、燃費基準値達成建設機械の普及を促進した。

(その他の外部要因の状況)

—

(目標の達成状況に関する分析)

ブルドーザの普及率は順調に上がっており、令和7年度の目標値を前倒して令和5年度に達成したことから、Aと評価した。

今後も環境性能に優れた建設機械等の建設現場への普及のための広報活動等を推進することとする。

(課題の特定)

—

(24) 省エネ基準に適合する住宅ストックの割合

目標達成状況の評価 B

	初期値	実績値					目標値
	H25 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R12 年度
実績値	6 %	14%	16%	18%	19%	(集計中)	30%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

【法律】

○建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）（建築物省エネ法）
マンション等に係る届出義務・戸建住宅等における建築士から建築主への説明義務等の規制措置、性能向上計画認定や認定表示制度等の誘導措置を行った。

改正建築物省エネ法（令和 4 年法律第 69 号）による原則全ての新築住宅への省エネ基準適合の義務付け（令和 7 年度施行）、建築物の販売・賃貸時における省エネ性能表示制度の強化、建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度の創設、住宅トップランナー制度の拡充等を行った。

○都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）（エコまち法）

省エネ性能の高い低炭素建築物の認定制度の普及促進を図った。

【補助】

○サステナブル建築物等先導事業（省 CO2 先導型）

住宅・建築物における省エネ・省 CO2 化を推進するため、省エネ・省 CO2 に係る先導的な技術の普及啓発に寄与するリーディングプロジェクトに対して支援を行った。

予算額：環境・ストック活用推進事業 66.29 億円の内数（令和 5 年度）、55.97 億円の内数（令和 6 年度）

採択件数：16 件（令和 5 年度）、9 件（令和 6 年度）

○LCCM 住宅整備推進事業

ライフサイクル全体を通じた CO2 排出量をマイナスにする住宅（LCCM 住宅）の整備に対して支援を行った。

予算額：住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業 279.18 億円の内数（令和 5 年度）、447.10 億円の内数（令和 6 年度）

採択件数：183 件（令和 5 年度）、44 件（令和 6 年度）

○地域型住宅グリーン化事業

中小工務店による省エネルギー性能の高い住宅の整備に対して支援を行った。

予算額：住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業 279.18 億円の内数（令和 5 年度）、447.1 億円の内数（令和 6 年度）

補助戸数：2,935 戸（令和 5 年度）

○長期優良住宅化リフォーム推進事業

既存住宅ストックの質の向上及び流通促進に向けた市場環境の形成を推進するため、劣化対策、耐震性、省エネ性等の住宅性能の向上を行うリフォームに対して支援を行った。

予算額：住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業 279.18 億円の内数（令和 5 年度）、447.1 億円の内数（令和 6 年度）

補助戸数：2,775 戸（令和 5 年度）、2,405 戸（令和 6 年度）

○住宅エコリフォーム推進事業

カーボンニュートラルの実現に向け、住宅ストックの省エネ化を推進するため、住宅を ZEH レベルの高い省エネ性能へ改修する取組に対して、期限を区切って国が直接支援を行った。

予算額：住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業 279.18 億円の内数（令和 5 年度）、447.1 億円の内数（令和 6 年度）

補助戸数：702 戸（令和 5 年度）、91 戸（令和 6 年度）

○こどもエコすまい支援事業

エネルギー価格高騰の影響を受けやすい子育て世帯・若者夫婦世帯による高い省エネ性能（ZEH レベル）を有する新築住宅の取得や、住宅の省エネ改修等に対して支援することにより、子育て世帯・若者夫婦世帯等による省エネ投資の下支えを行い、2050年カーボンニュートラルの実現を図った。

予算額：子どもエコすまい住宅支援事業 1,500 億円（令和4年度補正）

住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業 447.1 億円の内数（令和5年度）

補助戸数：428,604 戸（令和4年度、令和5年度）

○子育てエコホーム支援事業

エネルギー価格などの物価高騰の影響を受けやすい子育て世帯・若者夫婦世帯による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得や、住宅の省エネ改修等に対して支援することにより、子育て世帯・若者夫婦世帯等による省エネ投資の下支えを行い、2050年カーボンニュートラルの実現を図った。

予算額：子育てエコホーム支援事業 2,100 億円（令和5年度補正）

住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業 447.1 億円の内数（令和6年度）

補助戸数：656,357 戸（令和5年度、令和6年度）

【税制】

○認定を受けた低炭素建築物に対する税制上の特例措置

高度な省エネ性能を有する認定低炭素住宅の普及促進のため、一定の認定低炭素住宅の新築又は取得を行った場合、所得税の特別控除・登録免許税の軽減措置を適用。

適用実績：登録免許税 101,547 件（令和5年度）

※所得税の特別控除については実績データなし

○住宅リフォームに関する税制上の特例措置

既存住宅の省エネ性能向上のため、一定の要件を満たした省エネ改修工事を行った場合、所得税の特別控除・固定資産税の減額措置を適用。

適用実績：所得税 1,684 件（令和5年（推計））・固定資産税 2,224 件（令和5年度）

【融資】

○（独）住宅金融支援機構のフラット 35 S による省エネルギー性に優れた住宅の取得支援

証券化支援事業の枠組みを利用したフラット 35 S により、省エネ措置等を講じた住宅の取得を、金利の引下げにより支援した。

○（独）住宅金融支援機構による省エネリフォームの支援

（独）住宅金融支援機構において、一定の基準を満たす省エネリフォーム工事に必要な資金の貸付けを実施した。

【その他】

○省エネ住宅の整備に向けた体制整備

設計・施工方法、評価方法等の習熟、消費者への積極的周知・普及啓発に対する支援を実施した。

予算額：カーボンニュートラルの実現に向けた住宅・建築物の体制整備事業 7.09 億円の内数（令和5年度）、4.79 億円の内数（令和6年度）

○住宅性能表示制度の普及促進

断熱等性能等級 6・7 の創設（一戸建ての住宅：令和4年10月1日施行。共同住宅等：令和5年4月1日施行。）

○総合的な環境性能評価手法（CASBEE）の開発・普及

○住宅の販売又は賃貸時における省エネルギー性能表示制度に基づく表示の徹底

（その他の外部要因の状況）

—

（目標の達成状況に関する分析）

令和4年に公布された「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（改正建築物省エネ法）」に基づく措置や補助事業の効果発現により、省エネ基準を充たす住宅ストックの割合は増加し、その上昇幅についても拡大傾向にある近年は適合率の上昇が加速している（平成25年度：6.4%に対し、平成30年度：11.7%、令和5年度：19.4%）。省エネ基準を充たす住宅ストックの割合は令和5年度の実績値で19%となっているが、今後初期値との関係で線形に推移していくと考えると、目標年度の推計値は29%となり目標値を下回るため B 評価とした。目標値に向けたトレンドを下回る推移となっている要因は、新築における省エネ基準適合率は年々上昇しているものの、近年は新築戸数全体が減少傾向にあり、新築が住宅ストック全体の省エネ性能に与える影響が低減していることや、既存住宅の省エネ改修が十分に進んでいないことであると考えられる。

(課題の特定)

省エネ性能の底上げのため、全ての新築住宅に対する省エネ基準適合の義務付けなどの措置を含んだ改正建築物省エネ法の施行に加え、引き続き、ZEH等の取組への支援、省エネルギー性能表示制度に基づく表示等の評価・表示の普及、既存住宅の省エネ改修の促進等を通じた更なる省エネ性能の向上に努める。

(25) モーダルシフトに関する指標 * (①鉄道によるコンテナ貨物の輸送トンキロ)

目標達成状況の評価 | B

単位：億トンキロ

	初期値	実績値					目標値
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
実績値	184	168	165	165	163	164	209
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

- ・幹線鉄道等活性化事業費補助による貨物鉄道輸送へのモーダルシフトの推進
災害対応能力の強化に向けた代行輸送の拠点となる貨物駅の施設整備（新南陽駅）
大型コンテナの取扱拡大のためのコンテナホームの拡幅（静岡貨物駅、西浜松駅、熊谷貨物ターミナル駅）
令和5年度補正：333百万円、令和6年度当初：20百万円、令和6年度補正：216百万円
- ・エコレールマークの普及
鉄道貨物の利用促進が図られるためには、荷主等の企業や消費者においても、鉄道貨物輸送による環境負荷低減の取組に対する意識の向上が重要であることから、平成17年から鉄道貨物輸送を積極的に行っている企業や商品に対してエコレールマークの認定を行い、鉄道貨物へのモーダルシフトの推進が図られるよう、エコレールマーク普及についての取組を推進した。（令和7年4月度時点：180品目、認定企業100社）
- ・税制特例措置
JR貨物が国鉄から承継した老朽車両を更新するために新造した大量牽引・高速走行が可能な高性能機関車について、固定資産税を5年間2/3に軽減。（令和6年4月1日～令和8年3月31日）（令和6年実績：9両）

(その他の外部要因の状況)

令和5年7月の大雨（山陽線等）及び令和6年9月の大雨（羽越線等）による輸送障害の影響等による輸送量の減少

(目標の達成状況に関する分析)

トラックドライバー不足による積合せ貨物の増加に加え、上記取組により全体の輸送量は令和6年度において前年度と比較し増加となったものの、平成29年度以降の自然災害による輸送障害や紙・パルプ、化学薬品・化学工業品等の需要の低迷により長期的に輸送量が減少しており、過去の実績値によるトレンドを延長しても、目標年度に目標値を達成することが難しいことから、Bと評価した。

(課題の特定)

今後も、トラックから鉄道へのモーダルシフトの促進による輸送力増強や災害対応能力の強化が必要となるため、引き続き代行輸送の拠点となる貨物駅の施設整備やBCP対策の強化、大型コンテナの取扱拡大のためのコンテナホームの拡幅を実施していくとともにエコレールマークの普及を促進していく。

(25) モーダルシフトに関する指標 * (②内航海運による雑貨の輸送トンキロ)

目標達成状況の評価 B

単位：億トンキロ

	初期値	実績値					目標値
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
実績値	358	356	387	388	371	(集計中)	389
年度ごとの目標値		—	—	—			

(事務事業等の実施状況)

- ・(独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構の船舶共有建造制度の活用によるモーダルシフトの促進
船舶共有建造制度を活用して船舶を建造することにより、モーダルシフトの促進を支援している。
 - ・海上貨物輸送へのモーダルシフトの推進
平成20年より、海上貨物輸送を一定程度利用する荷主・物流事業者を「エコシップマーク認定事業者」として認定し、エコシップマークの使用を認める他、当該認定事業者の中から貢献度の高い事業者を優良事業者として表彰。また、令和元年度より、優良事業者の中からさらに革新的な取組等により最も貢献度の高い事業者に対し「海運モーダルシフト大賞」として表彰し、船舶を使用したモーダルシフトのアピールを行う「エコシップ・モーダルシフト事業」を推進している。(令和5年度時点：エコシップマークの認定452社、海運モーダルシフト大賞13社)
 - ・中長距離フェリー及びRORO船の積載率公表
中長距離フェリー及び、RORO船のトラック輸送に係る積載率の動向を調査し、その結果を公表。
- (税制特例措置)
- ・船舶の特別償却制度
エネルギー効率が高く環境に優しい船舶の建造投資を促進するため、高度な環境負荷低減設備を搭載した新建造船舶を取得した場合において、船舶の区分に応じた特別償却の適用(令和5年度適用実績：1件)
高度環境低負荷船：18%
環境低負荷船：16%
 - ・船舶の買換特例(圧縮記帳)制度
安定的な輸送サービスの確保を図りつつ、環境負荷の低減を実現するため、船舶から船舶への買換及び交換した場合における譲渡資産譲渡益について、80%を上限に課税繰延(令和5年度適用実績：6件)
 - ・地球温暖化対策税の還付措置
環境負荷の少ない大量輸送機関としての活用(モーダルシフト)を推進する観点から、(内航海運、国内旅客船に係る軽油及び重油)石油石炭税に上乘せされている「地球温暖化対策のための税」の還付(令和5年度適用実績：328者21億円)

(その他の外部要因の状況)

自然災害、船舶の故障、物価高による輸送量の減少等による変動

(目標の達成状況に関する分析)

トラックドライバー不足の影響による積み合わせ貨物の増加があったものの、自然災害、船舶の機関故障、物価高による輸送量の減少により、輸送量は減少傾向となった。令和6年度の実績値は集計中だが、令和5年度において実績値は前年度と比較し減少しており、過去の実績値によるトレンドを延長しても目標年度に目標値の達成が困難であると見込まれるため、Bと評価した。

(課題の特定)

令和6年度以降も、税制特例措置や(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構の船舶共有建造制度により船舶建造を支援するとともに、エコシップマークの普及促進及び表彰制度等を活用した海上輸送への更なるモーダルシフトの推進を図ることで、目標達成に向け努めていく。

(26) 環境負荷低減に資する内航船舶の普及促進による CO2 排出削減量(平成 25 年度比)

目標達成状況の評価 B

	初期値	実績値					目標値
	—	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R12 年度
実績値	—	96.2 万 t-CO ₂	46.4 万 t-CO ₂	27.1 万 t-CO ₂	87.4 万 t-CO ₂	(集計中)	181 万 t-CO ₂
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

- 船舶共有建造制度や各種税制特例措置の活用等により、環境低負荷船への代替建造が順調に行われた。
 - ・船舶共有建造制度（令和 6 年度：15 隻、令和 5 年度：19 隻）（建造決定数）
 - ・各種税制特例措置の活用（令和 5 年度：7 隻、令和 4 年度：10 隻）
（税制特例措置）
 - ・船舶の特別償却制度
エネルギー効率がよく環境に優しい船舶の建造投資を促進するため、高度な環境負荷低減設備を搭載した新建造船舶を取得した場合において、船舶の区分に応じた特別償却の適用（令和 5 年度適用実績：1 件）
高度環境低負荷船：18%
環境低負荷船：16%
 - ・船舶の買換特例（圧縮記帳）制度
安定的な輸送サービスの確保を図りつつ、環境負荷の低減を実現するため、船舶から船舶への買換及び交換した場合における譲渡資産譲渡益について、80%を上限に課税繰延（令和 5 年度適用実績：6 件）
- 運輸部門におけるエネルギー使用合理化・非化石エネルギー転換推進事業により、省エネに資する船舶の技術実証を行った。
 - ・運輸部門におけるエネルギー使用合理化・非化石エネルギー転換推進事業費補助金（内航船革新的運航効率化・非化石エネルギー転換推進事業）
（令和 6 年度：3 件、令和 5 年度：6 件）
- 海事分野における脱炭素化促進事業により、CO2 排出削減に資する船舶の技術実証を行った。
 - ・海事分野における脱炭素化促進事業費補助金（うち LNG・メタノール燃料システム等の導入支援事業）（令和 6 年度：3 件、令和 5 年度：1 件）
- 令和 2 年 3 月に内航船省エネルギー格付制度の本格運用を開始し、船舶の省エネルギー性能が「見える化」され、環境対策に関心のある荷主事業者や消費者へ省エネルギー船舶の一層の PR が可能になった。
 - ・内航船省エネルギー格付制度による格付の付与（令和 5 年度：53 件、令和 4 年度：46 件）
- 令和 5 年 3 月に連携型省エネ船のコンセプトを策定し、内航海運事業者と荷主・造船所との間で、連携型省エネ船の省エネ効果等に関する意思疎通の促進が可能となった。
- 令和 6 年 3 月に船舶におけるバイオ燃料取り扱いガイドラインを改訂し、既存船における省 CO2 対策として効果的なバイオ燃料を関係事業者が安全かつ円滑に取り扱うことが可能となった。
- LNG 燃料船の普及に向けた環境整備を図るべく、令和 6 年度に LNG バンカリングガイドラインの改定を行った。

(その他の外部要因の状況)

—

(目標の達成状況に関する分析)

- ・コロナ禍で減少した貨物及び旅客の輸送量の回復に伴い、令和 4 年度の削減量は 27.1 万 t-CO₂に減少したものの、令和 5 年度では貨物輸送量の減少等が寄与し、削減量は 87.4 万 t-CO₂となり、令和 12 年度の目標の達成に向け改善傾向がみられている。一方、目標値に向けて線形設定した令和 5 年度時点値と比較すると少し下回るため、B と評価した。
- ・省エネ・省 CO2 の取組としては、令和 2 年 3 月より本格運用された内航船省エネルギー格付制度（令和 5 年度認定 53 隻）や令和 4 年度に更なる省エネを追求した連携型省エネ船の策定を行っている。こうした取組が、着実な省エネ・省 CO₂普及が進み、令和 12 年度（2030 年度）の削減目標 181 万 t-CO₂ の達成に向けた排出量の削減に寄与していると推定される。

(課題の特定)

これまでに、(独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構の共有建造制度や船舶に係る特別償却制度を活用した省エネ船舶の普及、経済産業省と連携した内航船革新的運航効率化・非化石エネルギー転換推進事業（運輸部門におけるエネルギー使用合理化・非化石エネルギー転換推進事業費補助金）、環境省と連携した LNG・メタノール燃料システム導入支援事業、内航船省エネルギー格付制度の普及等に取り組んでいる。

しかしながら、令和 5 年度の実績値は、目標値に向けて線形設定した令和 5 年度時点値と比較すると少し下回っている。これは、コロナ禍の影響による設備投資の縮減を受け、省エネ・省 CO2 の取組が当初見込みに比べると鈍化していることが原因と推定される。

他方で、令和5年度において、船舶におけるバイオ燃料取り扱いガイドラインを改定しており、今後内航海運におけるバイオ燃料の利用が進むことが期待される。さらに、令和6年度には、より長期の目標である内航海運の2040年度温室効果ガス削減目標を定め、今後、省エネに関する取組、バイオ燃料に関する取組、代替燃料船の導入に向けた取組を推進していくこととしている。

(27) 下水道分野における温室効果ガス排出削減量

目標達成状況の評価		B					
	初期値	実績値					目標値
	H25年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R12年度
実績値	0 万t-CO ₂	93 万t-CO ₂	79 万t-CO ₂	80 万t-CO ₂	(集計中)	(集計中)	208 万t-CO ₂
年度ごとの 目標値		129 万t-CO ₂	143 万t-CO ₂	157 万t-CO ₂	172 万t-CO ₂	186 万t-CO ₂	

(事務事業等の実施状況)
 社会資本整備総合交付金事業、下水道エネルギー拠点化コンシェルジュによるアドバイザー派遣等により、バイオガス化や固形燃料化、地域バイオマス活用等のエネルギー化を推進するとともに、平成30年度より、下水汚泥焼却設備の設置・更新におけるN₂O排出削減技術を導入することを交付金の交付要件としている。
 汚泥焼却の高度化については、流動床炉における高温焼却、新型炉・固形燃料化炉に関する技術情報の提供と設備整備の支援により普及推進を図っている。
 令和4年3月には、脱炭素社会の実現に貢献する下水道の将来像を定め、関係者が一体となって取り組むべき総合的な施策とその実施工程表を「脱炭素社会への貢献のあり方検討小委員会報告書」としてとりまとめた。
 令和4年度には下水道脱炭素化推進事業を創設し、創エネや汚泥焼却の高度化等の脱炭素効果の高い事業を集中的に支援するとともに、カーボンニュートラル地域モデル処理場計画、省エネ診断の実施支援等により更なる省エネ・創エネの取組を推進した。
 令和5年度には下水道温室効果ガス削減推進事業を創設し、温室効果ガス削減に関する地方公共団体実行計画の策定・改定に必要となる下水道事業の温室効果ガス削減検討やそのための調査等を支援した。

(その他の外部要因の状況)
 -

(目標の達成状況に関する分析)
 令和5、6年度の実績値は集計中であるが、近年の実績値において、年度毎の目標値を達成できていないことから、Bと評価した。
 創エネについては、下水汚泥のエネルギー化率で管理しており、エネルギー利用施設の導入等により経年的に増加し、令和4年度末時点で約26%に達しているものの、目標達成に向け、引き続き案件形成を加速する。
 下水汚泥の高度化については、下水汚泥の高温焼却率で管理しており、令和4年度末時点で61%と進捗が遅れているため、目標達成に向け下水道管理者等へ周知や、N₂O排出係数の低い炉への更新が必要。
 省エネについては、運転管理の高度化や省エネ技術の導入により排出量削減に向け取り組んではいるものの、地域によって高度処理水量の増加等による電力消費量の増加等もあり、大きな変化はみられない。

(課題の特定)
 下水汚泥のエネルギー化、汚泥焼却の高度化、省エネの促進について着実な取組の実施と加速化が必要となっているため、案件形成支援や新たに創設した予算制度の活用等を通じ取組の加速化を図るとともに、目標の達成に向けて進捗をフォローアップしていく。

評価結果

(目標達成度合いの測定結果)

④ 進展が大きくない

(判断根拠)

業績指標 11 個のうち、A が 4 個、B が 7 個であり、主要業績指標である (25) ①②についても、いずれも達成率が 70% に達していない。業績指標 22②③、23①③においては一定の進展がみられるが、その他の指標においては目標年度の目標達成が見込まれないものも多いため、「④進展が大きくない」と判断した。

(施策全体の総括分析・今後の取組の方向性)

地球温暖化対策をはじめとする環境政策・省エネルギー政策は、一定の進展がみられるものの、進展は大きくない。特に順調でないとして評価した主要業績指標 25①②については、自然災害等による輸送障害の影響や、需要の低迷、物価高等が原因で目標値の達成は難しい見込みだが、トラックドライバー不足の影響による積合せ貨物等の増加のトレンドもあるため、トラックから鉄道・海上輸送へのモーダルシフトの促進による輸送力増強や災害対応能力の強化、税制特例措置による支援を引き続き実施し、数値の進捗を図る。

今後も引き続き GX に資する諸制度を活用し、関係省庁と連携しながら環境政策・省エネルギー政策等を推進していく。また、目標年度を迎えた指標は過去の実績値などを踏まえて見直しを検討する。

外部有識者のコメント

トラックドライバー不足による鉄道・海上輸送へのモーダルシフトが期待されるにもかかわらずそれが達成されていない。自然災害の多発による輸送需要減少などの外的要因はあるものの、一貫してモーダルシフトが進んでいない状況がみられることから、その根幹的な原因の究明とそれにもとづく適切な対応策の実施が望まれる。(国土交通省政策評価会 加藤 浩徳)

評価実施時期

令和 7 年 8 月

担当部局名・作成責任者名

・施策目標 9

総合政策局環境政策課 課長 竹内 大一郎

・業績指標 22

担当課：総合政策局環境政策課 (課長 竹内 大一郎)

・業績指標 23

担当課：大臣官房技術調査課 (参事官 信太 啓貴)

・業績指標 24

担当課：住宅局参事官 (建築企画担当) (参事官 高木 直人)

・業績指標 25

担当課：物流・自動車局物流政策課 (課長 高田 龍)

・業績指標 26

担当課：海事局海洋・環境課 (課長 河合 崇)

・業績指標 27

担当課：水管理・国土保全局上下水道企画課 (上下水道審議官グループ) (課長 岩川 勝)

関連事務事業等

番号	事業名	予算事業 ID
1	社会資本分野における環境対策の推進	004059
2	建設分野における循環型社会構築の推進	004060
3	物流生産性向上推進事業	004062
4	建設機械施工における環境対策の推進	004064
5	都市局地球環境問題等総合調査等経費	004065
6	住宅・建築物環境対策検討経費	004067
7	環境・ストック活用推進事業	004068
8	環境対応等住宅需要喚起対策事業	004069
9	海運からの温室効果ガス等環境負荷低減に関する総合対策	004070
10	GX、ネイチャーポジティブ等の実現に向けた「国土交通グリーンチャレンジ」の推進	004622
11	カーボンニュートラルの実現に向けた革新的建設機械普及・促進	004624
12	建設工事における廃プラスチックのリサイクル推進検討	004625
13	カーボンニュートラルポート形成に関する新技術開発等実証検討に必要な経費	006150
14	グリーンインフラ創出促進事業	007265
15	建設発生土の有効利用、適正利用の推進についての検討経費	007409
16	建設施工のCN化の推進（e-施工）	007441
17	商用電動車の性能評価・導入促進事業	020399

参考指標の達成状況

施策目標：9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う

参考指標

(参 19) 燃費性能の優れた建設機械の普及による CO2 排出削減量 (①油圧ショベル、②ホイールローダ、③ブルドーザ)

	初期値	実績値					目標値
	H29 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	①3.1 万 t ②0.2 万 t ③0.2 万 t	①13.7 万 t ②0.8 万 t ③0.3 万 t	①18 万 t ②1 万 t ③0.4 万 t	①26.5 万 t ②1.8 万 t ③0.6 万 t	①31.4 万 t ②2.1 万 t ③0.6 万 t	(集計中)	①22.9 万 t ②4.4 万 t ③1.0 万 t
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	

(参 20) グリーンインフラ官民連携プラットフォームに登録している自治体のうち、グリーンインフラの取組を事業化した自治体数 (◆)

目標達成状況の評価

A

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	3 自治体	—	16 自治体	24 自治体	47 自治体	51 自治体	70 自治体
年度ごとの目標値		—	25 自治体	35 自治体	45 自治体	55 自治体	

(事務事業等の実施状況)

地球温暖化防止等対策調査費により、グリーンインフラ官民連携プラットフォームの場を活用し、グリーンインフラの社会的な普及、技術に関する調査・研究、資金調達手法の検討を進めたほか、令和 5 年 9 月には地方公共団体等に向けた「グリーンインフラ実践ガイド」、令和 6 年 9 月にはまちづくり事業者等に向けた「グリーンインフラの事業・投資のすゝめ」など、取組主体を後押しする資料を作成・公表してきた。また、グリーンインフラ実装に取り組む地方公共団体に対し、先導的モデルを形成するための支援等を実施し、グリーンインフラ拡大に向けた基盤整備を進めた。その結果、「グリーンインフラ事例集 (R6. 3 月版)」への掲載件数は全国 152 箇所となるなど、事例が蓄積してきている。特に関東地方や中部地方においては多くの事例が確認されているものの、東北地方や北陸地方においては蓄積が少ないため、重点化が必要である。

(その他の外部要因の状況)

—

(目標の達成状況に関する分析)

上述の各種資料作成や、大規模イベント「グリーンインフラ産業展」の開催、セミナー回数増などの成果として、グリーンインフラ官民連携プラットフォームに会員登録した自治体数は、令和元年度 (PF 創設時) 末の 23 自治体から、令和 6 年度末の 134 自治体へと順調に増加傾向である。また、そのうち指標である「グリーンインフラを事業化した自治体数」(令和 6 年度) については、アンケート結果ベースであるため回答率が低い分 (詳細は後述)、実績値も 51 自治体と低く出たが、アンケート未回答自治体を含めれば令和 6 年度実績は 61 自治体 (令和 6 年度: アンケートによって把握した実績 51 自治体 + アンケート未回答自治体のうちグリーンインフラ事例集掲載から実績が確認できる自治体数 10 自治体 = 計 61 自治体) であり、実質的には達成率が 100%以上となり目標達成に向けた推移は順調であると言えるため、A と評価した。

(課題の特定)

事務的な側面として、アンケート回答率が約 6 割 (令和 6 年度) であることから、アンケート実施方法を工夫することが課題である。

(参 21) 建設廃棄物の再資源化率等 (①アスファルト・コンクリート塊(※1)、②コンクリート塊(※1)、③建設発生木材(※2)、④建設汚泥(※2)、⑤建設混合廃棄物(※3)、⑥建設発生土(※4))

※1 再資源化率

※2 再資源化等率

※3 混廃排出率

※4 有効利用率

	初期値	実績値					目標値
	H30 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 6 年度
実績値	①99.5% ②99.3% ③96.2% ④94.6% ⑤3.1% ⑥79.8%	—	—	—	—	(集計中)	①99%以上 ②99%以上 ③97%以上 ④95%以上 ⑤3.0%以下 ⑥80%以上
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 22) 新車販売に占める次世代自動車の割合

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R12 年度
実績値	41.2%	41.2%	45.8%	50.6%	57.2%	58.9%	50~70%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 23) 都市緑化等による温室効果ガス吸収量

	初期値	実績値					目標値
	H30 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R12 年度
実績値	124 万 t -CO2/年	128 万 t -CO2/年	155 万 t -CO2/年	147 万 t -CO2/年	132 万 t -CO2/年	(集計中)	124 万 t -CO2/年
年度ごとの 目標値		119 万 t -CO2/年	119 万 t -CO2/年	120 万 t -CO2/年	121 万 t -CO2/年	121 万 t -CO2/年	

担当部局名・作成責任者名

・参考指標 19

担当課：大臣官房技術調査課（参事官 信太 啓貴）

・参考指標 20

担当課：総合政策局環境政策課（課長 竹内 大一郎）

・参考指標 21

担当課：総合政策局公共事業企画調整課（課長 森下 博之）

・参考指標 22

担当課：物流・自動車局技術・環境政策課（課長 猪股 博之）

・参考指標 23

担当課：都市局公園緑地・景観課（課長 片山 壮二）

業績指標登録票

【政策目標】	3 地球環境の保全		
【施策目標】	9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う		
【業績指標】	(22)一定規模以上の輸送能力を有する輸送事業者の省エネ改善率(①特定貨物輸送事業者(鉄道300両～、トラック200台～、船舶2万総トン～)、②特定旅客輸送事業者(鉄道300両～、バス200台～、タクシー350台～、船舶2万総トン～)、③特定航空輸送事業者(航空9,000トン(総最大離陸重量)～))	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		-	①直近5年間の改善率の年平均-1% ②直近5年間の改善率の年平均-1% ③直近5年間の改善率の年平均-1% (毎年度)
【指標の定義】	<p>運輸部門の省エネ化を実現するために、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)に基づき、一定規模以上の輸送能力を有する輸送事業者(特定輸送事業者)に対し、エネルギー使用量等の定期報告を義務づけており、同法の判断基準に則り、エネルギー使用に係る原単位又は電気需要平準化評価原単位を中長期的にみて改善する年平均割合。</p> <p>※ エネルギー使用に係る原単位:エネルギー使用量/個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計など</p> <p>※ 電気需要平準化評価原単位:電気需要平準化時間帯買電量評価後のエネルギー使用量/個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計 など</p>		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>運輸部門の省エネ化を実現するために、省エネ法に基づき、エネルギー使用量等の定期報告を義務づけており、省エネ法の判断基準に則り、エネルギー使用に係る原単位又は電気需要平準化評価原単位を中長期的にみて年平均1%以上低減させることを目標とする。</p>		
【外部要因】	<p>猛暑、厳冬による影響、新型コロナウイルス感染症による影響等</p>		
【他の関係主体】	<p>各輸送事業者、荷主 等</p>		
【重要政策】	<p>・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和54年法律第49号)</p> <p>・交通政策基本計画(令和3年5月) 「CO₂の削減に向けて、燃費及び電費(エネルギー消費効率)向上の推進、地域公共交通計画に基づく環境負荷の低減が図られた移動手段の確保、公共交通の利用促進のための MaaS の普及やモビリティ・マネジメントの推進、モーダルコネクの強化等に加え、自転車や環境負荷の少ないグリーンスローモビリティ等の活用促進、信号機の改良等を推進する。」(第4章C.)</p> <p>・地球温暖化対策計画(令和7年2月) 「運輸部門における2022年度の二酸化炭素排出量は、1億9,200万t-CO₂であり、2013年度比で14.5%減少している。主な減少要因は、自動車の燃費改善や貨物輸送における輸送量の減少等であり、この排出量の減少傾向を一層着実なものとするため、自動車・道路交通流対策、公共交通機関の利用促進、物流の効率化など、総合的な対策を推進する。」(第3章第2節1.(1)①D.)</p>		
【備考】			
【担当課】	総合政策局 環境政策課		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	3 地球環境の保全		
【施策目標】	9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う		
【業績指標】	(23)燃費基準値達成建設機械の普及率(①油圧ショベル、②ホイールローダ、③ブルドーザ)	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		①7%(平成29年度) ②2%(平成29年度) ③5%(平成29年度)	①49%(令和7年度) ②40%(令和7年度) ③33%(令和7年度)
【指標の定義】	<p>①、②及び③ CO2排出量低減が相当程度図られた「低炭素型建設機械の認定に関する規程(平成22年4月1日付け建設施工企画課長通達、国総施環第321号)」及び「燃費基準達成建設機械の認定に関する規定」(平成25年3月22日付け公共事業企画調整課長通達、国総環リ第151号)に基づき認定された建設機械の普及率</p>		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>①、②及び③ 「社会資本整備重点計画」(令和3年5月28日閣議決定)において、位置づけられた燃費基準値達成建設機械の普及率に関する指標 建設機械動向調査結果などのトレンドを踏まえ、目標値を設定</p>		
【外部要因】	<p>①②及び③ 建設投資の増減に伴う建設機械の総台数の増減</p>		
【他の関係主体】			
【重要政策】	<p>・「地球温暖化対策計画」(令和7年2月18日閣議決定) ・「社会資本整備重点計画」(令和3年5月28日閣議決定)「第3章に記載あり」</p>		
【備考】			
【担当課】	技術調査課施工企画室		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	3 地球環境の保全		
【施策目標】	9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う		
【業績指標】	(24)省エネ基準に適合する住宅ストックの割合	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		6% (平成25年度)	30% (令和12年度)
【指標の定義】	<p>◆指標 = $B / A \times 100$</p> <p>A 当該年度における住宅ストック戸数</p> <p>B 当該年度における省エネ基準に適合する住宅ストック戸数</p>		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>・地球温暖化対策計画(令和7年2月18日閣議決定)の対策評価指標において、令和12年度までに省エネ基準を満たす住宅ストックの割合を30%まで引き上げることが位置づけられている</p> <p>・「住宅の断熱水準別戸数分布調査による推計値」を基にしたデータ</p>		
【外部要因】			
【他の関係主体】	建築主等(事業主体等)		
【重要政策】	<p>・地球温暖化対策計画(令和7年2月18日)</p> <p>・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」</p>		
【備考】			
【担当課】	住宅局参事官(建築企画担当)		
【関係課】	住宅局住宅生産課 住宅局住宅経済・法制課住宅金融室		

業績指標登録票

【政策目標】	3 地球環境の保全		
【施策目標】	9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う		
【業績指標】	(25) モーダルシフトに関する指標*(①鉄道によるコンテナ貨物の輸送トンキロ、②内航海運による雑貨の輸送トンキロ)	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		①184億トンキロ (令和元年度) ②358億トンキロ (令和元年度)	①209億トンキロ (令和7年度) ②389億トンキロ (令和7年度)
【指標の定義】	①鉄道によるコンテナ貨物の輸送トンキロ ②内航海運による雑貨の輸送トンキロ		
【目標設定の考え方・根拠】	交通基本法に基づく、交通政策基本計画(令和3年5月28日閣議決定)において位置づけられたモーダルシフトに関する指標。		
【外部要因】	自然災害等による変動		
【他の関係主体】	物流事業者(鉄道事業者、海運事業者を含む)等		
【重要政策】	・京都議定書目標達成計画(平成20年3月28日全部改定) ・交通政策基本計画(令和3年5月28日) ・地球温暖化対策計画(令和7年2月18日) ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日) ・「当面の地球温暖化対策に関する指針」(平成25年3月15日)地球温暖化対策推進本部決定		
【備考】			
【担当課】	物流・自動車局物流政策課		
【関係課】	①鉄道局総務課貨物鉄道政策室 ②海事局内航課、海事局総務課企画室		

業績指標登録票

【政策目標】	3 地球環境の保全		
【施策目標】	9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う		
【業績指標】	(26)環境負荷低減に資する内航船舶の普及促進によるCO2排出削減量(平成25年度比)	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		-	181万t-CO2 (令和12年度)
【指標の定義】	内航船舶の平成25年度比CO2排出削減量(単位: 万t-CO2/年)		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>効率的で安定した国内海上輸送の確保と同時に、地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)に基づき求められている内航船舶からのCO2排出量の削減目標を踏まえると、革新的省エネ技術の導入支援等による各種支援施策を講じることで、環境負荷低減に資する内航船舶への代替建造等を促進していく必要がある。</p> <p>業績目標としては、地球温暖化対策計画での見込み排出削減量である令和12年度181万t-CO2/年(平成25年度比)が最適であるため、この数値の達成を目標とする。</p>		
【外部要因】	景気の動向		
【他の関係主体】	民間事業者(事業主体)		
【重要政策】	<p>・地球温暖化対策計画(令和7年2月18日閣議決定)</p> <p>船舶部門においては、内航船省エネルギー格付制度等による省エネルギー・省CO2船舶の普及促進に加えて、革新的省エネルギー技術やデジタル技術等を活用した運航効率化にも資する船舶、バイオ燃料を活用した船舶、ゼロエミッション船等(水素・アンモニア燃料船、水素燃料電池船、バッテリー船、LNG燃料船、メタノール燃料船等)の技術開発・実証・導入促進を推進する。また、ゼロエミッション船等の国内生産設備の整備・増強を推進する。</p> <p>・海洋基本計画(令和5年4月28日閣議決定)</p> <p>内航海運においては、地球温暖化対策計画の目標達成等に向けて、更なる省エネを追求した船舶等の導入を進めるとともに、LNG燃料船、水素燃料電池船等の実証・導入等の先進的な取組を促進する。</p> <p>・総合物流施策大綱(2021年度～2025年度)(令和3年6月15日閣議決定)</p> <p>我が国の温室効果ガス削減の目標、さらには2050年のカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現という目標の達成に向け、物流産業においてサプライチェーン全体での環境負荷の低減の観点から、鉄道や海運へのモーダルシフトの推進など更なる物流の効率化、自動車や鉄道、船舶・航空・物流施設における低炭素化・脱炭素化の促進等を通じて、地球環境の持続可能性の確保に貢献する。</p> <p>・GX2040ビジョン(令和7年2月18日閣議決定)</p> <p>国際海運2050年CNの実現、地球温暖化対策計画の目標達成等に向けて、建造促進支援に加えて、内外航のゼロエミッション船等の普及に必要な導入促進支援制度の検討及び国際ルール作り等の主導を含む環境整備を進めることにより、海事産業の競争力強化を推進するとともに、ゼロエミッション船等の普及の拡大を図る。</p>		
【備考】			
【担当課】	海事局内航課		
【関係課】	海事局総務課企画室 海事局海洋・環境政策課		

業績指標登録票

【政策目標】	3 地球環境の保全					
【施策目標】	9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う					
【業績指標】	(27) 下水道分野における温室効果ガス排出削減量	業績目標				
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">初期値 (基準年度)</th> <th style="text-align: center;">目標値 (目標年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">208万トンCO2 (令和12年度)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(平成25年度)</td> <td style="text-align: center;">(令和12年度)</td> </tr> </tbody> </table>	初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	-	208万トンCO2 (令和12年度)
初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)					
-	208万トンCO2 (令和12年度)					
(平成25年度)	(令和12年度)					
【指標の定義】	下水道における省エネ・創エネ対策及び下水汚泥焼却の高度化による温室効果ガス排出削減量					
【目標設定の考え方・根拠】	<p>地球温暖化対策計画の目標として設定。前提は以下。 下水汚泥エネルギー化率を2025年に35% (社会資本整備重点計画における目標値である下水道バイオマスリサイクル率から緑農地利用分を除いたもの)、2030年に37%まで増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水処理場における省エネの取組進展 ・その他再生可能エネルギー (太陽光・小水力・風力) の継続的増加 ・2013年度の全電源平均の電力排出係数: 0.57kgCO₂/kWh (出典: 電気事業における環境行動計画 (電気事業連合会)) ・2030年度の全電源平均の電力排出係数: 0.25kgCO₂/kWh (出典: 2030年度におけるエネルギー需給の見通し) ・高温焼却化率2030年に100% ・下水汚泥固形燃料化施設及びターボ炉導入の視点 					
【外部要因】	<ul style="list-style-type: none"> ・固定価格買取制度におけるバイオマス由来のメタン発酵ガス、太陽光発電等による発電電力買取の価格・期間の変更、地球温暖化係数の変更等 					
【他の関係主体】	地方公共団体 (下水道管理者)					
【重要政策】	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策計画 (令和7年2月18日閣議決定) ・第7次エネルギー基本計画 (令和7年2月18日閣議決定) ・地球温暖化対策計画 (令和3年10月22日閣議決定) ・第6次エネルギー基本計画 (令和3年10月22日閣議決定) ・第5次社会資本整備重点計画 (令和3年5月28日) ・国土交通省環境行動計画 (令和3年12月27日改定) ・水循環政策における再生可能エネルギー導入促進に向けた数値目標 (令和3年12月 内閣官房水循環政策本部事務局) 					
【備考】						
【担当課】	水管理・国土保全局上下水道企画課					
【関係課】						

参考指標登録票

【政策目標】	3 地球環境の保全		
【施策目標】	9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う		
【参考指標】	(参20) グリーンインフラ官民連携プラットフォームに登録している自治体のうち、グリーンインフラの取組を事業化した自治体数(◆)	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		3自治体 (令和元年度)	70自治体 (令和7年度)
【指標の定義】	グリーンインフラ官民連携プラットフォームに登録している自治体に対するアンケート調査において、「予算を活用してグリーンインフラに関する取組を実施した」と回答した自治体数		
【目標設定の考え方・根拠】	全国9ブロック(北海道、東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州・沖縄)の都市・地方など各2地域において、グリーンインフラの4類型(防災・減災、生活空間、都市空間、生態系保全)に関するモデル事業を形成すること(9×2×4=72≒70自治体)を目標とし、グリーンインフラの全国展開を加速させる。		
【外部要因】	—		
【他の関係主体】	地方公共団体(事業主体) 等		
【重要政策】	社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」		
【備考】	—		
【担当課】	総合政策局環境政策課		
【関係課】	—		

令和6年度 政策チェックアップ評価書

施策目標：11 住宅・市街地の防災性を向上する

施策目標の概要及び達成すべき目標

防災性の高い施設及び環境を整備することにより、住宅・市街地における安全・安心度を高める。

業績指標

指標番号	業績指標名
32	一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された都市の割合
33	防災指針を作成する市町村数
34	危険密集市街地の面積及び地域防災力の向上に資するソフト対策の実施率（①面積、②地域防災力の向上に資するソフト対策）
35	災害時における機能確保率（①主要な管渠、②下水処理場、③ポンプ場）*
36	①住宅②耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率*

業績指標の分析

(32) 一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された都市の割合

目標達成状況の評価 B

	初期値	実績値					目標値
	H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
実績値	64%	65.9%	67.6%	69.3%	70.0%	集計中	75%
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	

（事務事業等の実施状況）

都市における防災機能を強化し、安全で安心できる都市づくりを推進するため、帰宅困難者対策のための既存公園の防災機能強化や、震災時の避難地や防災拠点となる都市公園等の整備を推進した。

○防災公園の整備

災害時の避難地や防災拠点となる防災公園の整備により、都市の防災機能の向上を図り、安全で安心できる都市づくりを推進した。

予算額：社会資本整備総合交付金 5,065 億円、防災・安全交付金 8,707 億円、内閣府計上の沖縄振興公共投資交付金 368 億円の内数（令和6年度国費）

社会資本整備総合交付金 5,492 億円、防災・安全交付金 8,313 億円、内閣府計上の沖縄振興公共投資交付金 368 億円の内数（令和5年度国費）

（その他の外部要因の状況）

—

（目標の達成状況に関する分析）

令和6年度の実績値は集計中であるが、一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された大都市の割合は令和5年度70%、令和4年度69.3%と着実に増加している。しかしながら過去のトレンドを延長した場合、目標年度に目標値を達成しないと見込まれることから、B評価とした。その要因として、限られた予算の中で、公園施設の老朽化対策等も実施する必要があることから、進展が大きくなかったことが挙げられる。

（課題の特定）

近年の大規模災害の影響を受け、各都市における防災に対する危機意識が高まっていることを踏まえ、都市における防災機能を強化し、安全で安心できる都市づくりを推進するため、引き続き災害時の避難地や防災拠点となる都市公園等の整備を推進していく必要がある。

(33) 防災指針を作成する市町村数

目標達成状況の評価 A

	初期値	実績値					目標値
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R7年度
実績値	0市町村	85市町村	172市町村	291市町村	432市町村	—	600市町村
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

令和6年度においては、コンパクト・プラス・ネットワークの形成を促進するため、関係府省庁で構成する「コンパクトシティ形成支援チーム（現：コンパクト・プラス・ネットワーク形成支援チーム）」を通じ、省庁横断的に市町村による立地適正化計画の作成等を支援した。

(その他の外部要因の状況)

—

(目標の達成状況に関する分析)

- 令和6年度実績値は432市町村であるが、令和2年度より防災指針は立地適正化計画を作成する際に合わせて作成することが要件化されており、令和6年度時点で立地適正化計画は907市町村で取組中であり、そのうちの636市町村では立地適正化計画作成済、残りの271市町村は立地適正化計画作成中である。
- 立地適正化計画作成時に防災指針を記載することとなっている制度上、上記の271市町村の立地適正化計画の策定によって目標値を達成すると見込まれるため、「A」と評価した。

(課題の特定)

—

(34) 危険密集市街地の面積及び地域防災力の向上に資するソフト対策の実施率 (①面積)

目標達成状況の評価 B

	初期値	実績値					目標値
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R12年度
実績値	約 2,220ha	1,989ha	1,875ha	1,662ha	1,347ha	—	おおむね解消
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

- ・密集市街地の改善整備の促進のため、各種制度を実施している。
予算額：防災・安全交付金 8,515 億円の内数 (令和5年度)
防災・安全交付金 8,707 億円の内数 (令和6年度)
- ・住宅市街地総合整備事業等により老朽住宅の除却・建替、地区施設等の整備に対して支援を行った。
- ・密集市街地総合防災事業により密集市街地における総合的な環境整備に対して支援を行った。
予算額：密集市街地総合防災事業 42 億円 (令和5年度)
密集市街地総合防災事業 40 億円 (令和6年度)
- ・住宅地区改良事業等により不良住宅の買収・除却、改良住宅の建設、地区施設等の整備に対して支援を行った。
- ・令和5年度において、建替え困難な未接道敷地等における防火改修等の取組及び斜面地等における老朽建築物等の除却、地方公共団体と協定を結んだ民間事業者等による広場整備への支援を強化した。

(その他の外部要因の状況)

高齢化の進展、建築費の高騰

(目標の達成状況に関する分析)

地震時等に著しく危険な密集市街地の面積は、令和6年度末時点で 1,347ha と着実に減少しているものの、過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標達成に向けた成果を示していないことから B と評価した。その要因としては、狭小敷地や無接道敷地での建築物の更新が難しい (特に斜面地や歴史的街並み) こと、借地・借家等の権利関係が複雑であることや権利者の高齢化が進んでいることなどの課題があることが考えられる。

(課題の特定)

- ・危険密集市街地の面積は、年々着実に減少しているものの、狭小敷地や無接道敷地での建築物の更新が難しい (特に斜面地や歴史的街並み) こと、借地・借家等の権利関係が複雑であることや権利者の高齢化が進んでいることなどの課題がある。
- ・今後は、住生活基本計画 (全国計画) (令和3年3月閣議決定) に基づき、道路や公園の整備、老朽建築物等の除却・建替え等のハード対策を進めるとともに、より一層の安全性を確保するため、感震ブレイカーの配布や防火水槽の設置、地域防災活動等のソフト対策を推進するとともに、先進的な取組事例 (GIS による延焼クラスターの分断に着目した老朽建築物の除却等) の横展開を図りながら、引き続き地域の事情に応じて、地方公共団体による密集市街地の整備改善の取組をきめ細やかに支援していく。

(34) 危険密集市街地の面積及び地域防災力の向上に資するソフト対策の実施率（②地域防災力の向上に資するソフト対策）

目標達成状況の評価 | A

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R7 年度
実績値	約 46%	92%	92%	100%	100%	—	100%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

（事務事業等の実施状況）

- ・密集市街地の改善整備の促進のため、各種制度を実施している。
 予算額：防災・安全交付金 8,515 億円の内数（令和 5 年度）
 防災・安全交付金 8,707 億円の内数（令和 6 年度）
- ・住宅市街地総合整備事業等により老朽住宅の除却・建替、地区施設等の整備に対して支援を行った。
- ・密集市街地総合防災事業により密集市街地における総合的な環境整備に対して支援を行った。
 予算額：密集市街地総合防災事業 42 億円（令和 5 年度）
 密集市街地総合防災事業 40 億円（令和 6 年度）
- ・住宅地区改良事業等により不良住宅の買収・除却、改良住宅の建設、地区施設等の整備に対して支援を行った。
- ・令和 5 年度において、建替え困難な未接道敷地等における防火改修等の取組及び斜面地等における老朽建築物等の除却、地方公共団体と協定を結んだ民間事業者等による広場整備への支援を強化した。

（その他の外部要因の状況）

高齢化の進展、建築費の高騰

（目標の達成状況に関する分析）

地域防災力の向上に資するソフト対策の実施率は、令和 5 年度末時点で 100%と前倒しで目標を達成したことから、A と評価した。

（課題の特定）

—

(35) 災害時における機能確保率 (①主要な管渠) *

目標達成状況の評価 A

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	約 52%	約 54%	約 55%	約 56%	約 57%	(集計中)	約 60%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

平成 21 年度に重要な下水道施設の耐震化を図る「防災」と、被災を想定して被害の最小化を図る「減災」を組み合わせた総合的な地震対策を推進するための事業制度として創設した「下水道総合地震対策事業」について、令和 4 年度までの制度を、令和 5 年度から令和 9 年度まで 5 年間延伸した。

さらに、令和 6 年能登半島地震の教訓を踏まえ、上下水道システムの急所施設などの耐震化状況について緊急点検を実施し、緊急点検結果を踏まえた「上下水道耐震化計画」の策定を要請するとともに、上下水道システムの急所施設などの耐震化を集中的に支援するため、「下水道基幹施設耐震化事業」を創設した。

(その他の外部要因の状況)

—

(目標の達成状況に関する分析)

令和 5 年度の実績値は約 57% (51, 503km/90, 162km) となっているが、「下水道総合地震対策事業」による支援を継続するとともに、防災・減災、国土強靱化のための 5 年加速化対策や、新たに創設した「下水道基幹施設耐震化事業」による集中的な支援を行い、更なる事業推進を図ることで、目標値である約 60% の達成が見込まれることから、A と評価した。

(課題の特定)

—

(35) 災害時における機能確保率 (②下水処理場) *

目標達成状況の評価 A

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	約 37%	約 38%	約 40%	約 40%	約 40%	(集計中)	約 42%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

平成 21 年度に重要な下水道施設の耐震化を図る「防災」と、被災を想定して被害の最小化を図る「減災」を組み合わせた総合的な地震対策を推進するための事業制度として創設した「下水道総合地震対策事業」について、令和 4 年度までの制度を、令和 5 年度から令和 9 年度まで 5 年間延伸した。

さらに、令和 6 年能登半島地震の教訓を踏まえ、上下水道システムの急所施設などの耐震化状況について緊急点検を実施し、緊急点検結果を踏まえた「上下水道耐震化計画」の策定を要請するとともに、上下水道システムの急所施設などの耐震化を集中的に支援するため、「下水道基幹施設耐震化事業」を創設した。

(その他の外部要因の状況)

—

(目標の達成状況に関する分析)

令和 5 年度の実績値は約 40% (850 箇所/2, 117 箇所) となっているが、「下水道総合地震対策事業」による支援を継続するとともに、防災・減災、国土強靱化のための 5 年加速化対策や、新たに創設した「下水道基幹施設耐震化事業」による集中的な支援を行い、更なる事業推進を図ることで、目標値である約 42% の達成が見込まれることから、A と評価した。

(課題の特定)

—

(35) 災害時における機能確保率 (③ポンプ場) *

目標達成状況の評価 | A

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度
実績値	約 31%	約 34%	約 37%	約 38%	約 40%	(集計中)	約 38%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

平成 21 年度に重要な下水道施設の耐震化を図る「防災」と、被災を想定して被害の最小化を図る「減災」を組み合わせた総合的な地震対策を推進するための事業制度として創設した「下水道総合地震対策事業」について、令和 4 年度までの制度を、令和 5 年度から令和 9 年度まで 5 年間延伸した。

さらに、令和 6 年能登半島地震の教訓を踏まえ、上下水道システムの急所施設などの耐震化状況について緊急点検を実施し、緊急点検結果を踏まえた「上下水道耐震化計画」の策定を要請するとともに、上下水道システムの急所施設などの耐震化を集中的に支援するため、「下水道基幹施設耐震化事業」を創設した。

(その他の外部要因の状況)

—

(目標の達成状況に関する分析)

令和 5 年度の実績値は約 40% (1,667 箇所/4,143 箇所) であり、目標値である約 38%を達成していることから、A と評価した。「下水道総合地震対策事業」による支援を継続するとともに、防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策や、新たに創設した「下水道基幹施設耐震化事業」による集中的な支援を行い、更なる事業推進を図る。

(課題の特定)

—

(36) ①住宅の耐震化率 *

目標達成状況の評価 B

	初期値	実績値					目標値
	H30 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R12 年度
実績値	約 87%	—	—	—	約 90%	—	おおむね 解消
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

- ・不特定多数の人が利用する大規模建築物等に対する耐震診断結果の報告の義務付け、建築物の耐震性に係る表示制度の創設等、耐震改修促進法の円滑な運用を図っている。
- ・平成 25 年度予算において、耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物に対し、住宅・建築物安全ストック形成事業による助成に加え、国が重点的・緊急的に支援する耐震対策緊急促進事業を創設（令和 3 年度以降は地域防災拠点建築物整備緊急促進事業（建築物耐震対策緊急促進事業））している。
- ・従来からの防災・安全交付金等を活用した支援（住宅・建築物安全ストック形成事業）に加え、平成 30 年度予算において、耐震化に向けた積極的な取組を行っている地方公共団体を対象とした、原則戸当たり 100 万円の定額補助制度を創設し、耐震化の促進を図っている。また、令和 6 年度補正予算において、耐震改修に係る補助限度額を引き上げた。
- ・平成 25 年度税制改正において、耐震改修を行った住宅に対する所得税の特別控除措置の延長・拡充を行うとともに、固定資産税については、地方公共団体が指定する特に重要な避難路沿道にある住宅は一般住宅より減額期間を延長する措置を講じている。また、令和 6 年度税制改正において、耐震改修を行った住宅に対する所得税の特別控除措置を令和 7 年 12 月までに延長するとともに、固定資産税の減額措置を令和 7 年度末まで延長した。
適用実績：所得税 2,215 件（令和 5 年（推計））、固定資産税 5,131 件（令和 5 年度）
- ・住宅金融支援機構において、耐震改修促進法に基づく耐震改修工事及び同等の耐震性能を向上させるための耐震改修工事に必要な資金の貸付けを行っている。また、令和 6 年度補正予算において、高齢者が耐震改修により一層取り組みやすくなるよう、住宅金融支援機構と提携する民間金融機関によるリバースモーゲージ型の融資について、無利子・低利子化する制度を創設した。
- ・平成 26 年 12 月に改正したマンション建替円滑化法において、耐震性の不足する要除却認定マンションを対象としたマンション敷地売却事業制度等を創設し、平成 26 年度税制改正において同事業に係る税制特例措置等（所得税、法人税、登録免許税、不動産取得税、事業税、事業所税、住民税及び消費税の軽減、控除又は非課税措置）を創設するとともに、平成 26 年度から専門家による相談体制の整備のための予算上の措置を講じている。
- ・令和 2 年に改正したマンション建替円滑化法により、耐震性不足のマンションを含む団地型マンションについて、多数決による敷地分割を可能とする敷地分割事業を創設し、令和 2 年度及び令和 3 年度税制改正において同事業に係る税制特例措置等（所得税、法人税、登録免許税、事業税、事業所税、住民税及び消費税の控除又は非課税化）を創設した。
適用実績：0 件（令和 5 年度）

(その他の外部要因の状況)

住宅・建築物の耐震改修等のペースに影響する建築費の高騰等の経済状況等の変化

(目標の達成状況に関する分析)

住宅の耐震化率については、5 年ごとに実施される住宅・土地統計調査結果をもとに実績値を推計している。平成 30 年の約 87%から令和 5 年は 90%に 3 ポイント上昇し、堅調に推移しているものの、目標年（令和 12 年）の目標達成は難しいと考えられることから B と評価した。その要因としては、高齢者世帯が居住する住宅の耐震化が進んでいないことなどが考えられる。

(課題の特定)

- ・耐震性不十分な住宅の耐震改修、除却・建替え、非居住化や、新しい住宅の供給が進んだことにより、住宅の耐震化率は伸びてきているものの、建て方別で耐震化率を見ると、耐震性不十分な住宅の約 8 割が戸建て住宅であることから戸建て住宅の耐震化を促進していくことが必要である。
- ・市町村別の耐震化率では、約 9 割の市町村が全国値の 90%を下回っており、また、耐震化率が低い市町村は高齢化率が高い傾向が見られるため、高齢者世帯が居住する住宅の耐震化を進めていく必要がある。

(36)②耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率 *

目標達成状況の評価 B

	初期値	実績値				目標値
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
実績値	要緊急 約 89% (要安全含む 約 74%)	要緊急 約 90% (要安全含む 約 73%)	要緊急 約 90% (要安全含む 約 71%)	要緊急 約 92% (要安全含む 約 71%)	要緊急 約 93% (要安全含む 約 72%)	おおむね 解消
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

- ・不特定多数の人が利用する大規模建築物等に対する耐震診断結果の報告の義務付け、建築物の耐震性に係る表示制度の創設等、耐震改修促進法の円滑な運用を図っている。
- ・平成 25 年度予算において、耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物に対し、住宅・建築物安全ストック形成事業による助成に加え、耐震対策緊急促進事業を創設し、国が重点的・緊急的に支援している。(令和 3 年度以降は地域防災拠点建築物整備緊急促進事業(建築物耐震対策緊急促進事業)として実施)
- ・耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物について、耐震改修を行った場合の固定資産税の減額措置(2 年間 1 / 2 減額)を講じている。令和 5 年度税制改正において、固定資産税の減額措置を令和 8 年 3 月末まで延長した。
適用実績 : 296 件 (令和 5 年度)

(その他の外部要因の状況)

住宅・建築物の耐震改修等のペースに影響する建築費の高騰等の経済状況等の変化

(目標の達成状況に関する分析)

耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率については、要緊急安全確認大規模建築物に関しては堅調に推移しており、要安全確認計画記載建築物のうち防災拠点建築物についても低位であるが、比較的高い伸び率となっている。
一方、避難路沿道建築物については、大半が民間建築物であり、耐震改修等に係る費用の負担や関係者の合意形成などの支障により令和 6 年で 36%前後と低位で停滞しており、耐震診断義務付け対象建築物全体では達成が難しいものと考えられることから B と評価した。

(課題の特定)

耐震診断義務付け対象建築物のうち要緊急安全確認大規模建築物や要安全確認計画記載建築物(防災拠点建築物)は公共建築物の割合が高いことから耐震化が進んでいる一方、要安全確認計画記載建築物(避難路沿道建築物)は約 98%が民間建築物であることから耐震化率が低位で停滞しており、民間建築物が主体である要安全確認計画記載建築物(避難路沿道建築物)の耐震化を進めていく必要がある。

評価結果

(目標達成度合いの測定結果)

③ 相当程度進展あり

(判断根拠)

業績指標5個(細分類9個)のうち、Aが5個、Bが4個であって、過半数の業績指標は過去の実績等に鑑みると目標の達成が見込まれる又は目標を達成しており、主要な業績指標2個(細分類5個)のうち、業績指標35①②③については目標を達成又はおおむね目標に近い実績を示していることから「③ 相当程度進展あり」と判断した。

(施策全体の総括分析・今後の取組の方向性)

目標達成が見込まれなかった業績指標については、目標の達成に向けて次年度までに、災害時の避難地や防災拠点となる都市公園等の整備、高齢者世帯が居住する住宅や戸建て住宅の耐震化の促進、民間建築物が主体である要安全確認計画記載建築物(避難路沿道建築物)の耐震化の促進、地方公共団体による密集市街地の整備改善の取組に対する支援等の施策の改善について検討する。併せて、順調としている業績指標については、引き続き住宅・市街地における安全・安心度を高めるため、一層の支援を行っていく。

外部有識者のコメント

本施策は防災性の向上を目指した喫緊の課題に対応する重要な施策である。地方公共団体の関心の高さや対応の進展も窺える。業績指標の分析は、それぞれ丁寧に行われているが、進展のある業績指標とそうでない指標の要因を比較したり、進展のある業績指標のノウハウについて進展が遅れている指標への適用可能性を検討することで、本施策の業績指標全体の達成に寄与できるのではないかと考える。(国土交通省政策評価会 鎌田 裕美)

評価実施時期

令和7年8月

担当部局名・作成責任者名

・施策目標11

都市局公園緑地・景観課 課長 片山 壮二

・業績指標32

都市局公園緑地・景観課 (課長 片山 壮二)

・業績指標33

担当課：都市局都市計画課 (課長 齋藤 良太)

・業績指標34

担当課：住宅局市街地建築課市街地住宅整備室 (室長 松井 康治)

関係課：都市局都市計画課 (課長 齋藤 良太)

都市局市街地整備課 (課長 小川 博之)

都市局街路交通施設課 (課長 筒井 祐治)

都市局公園緑地・景観課 (課長 片山 壮二)

住宅局住宅総合整備課住環境整備室 (室長 畑 めぐみ)

住宅局市街地建築課 (課長 田中 政幸)

・業績指標35

担当課：水管理・国土保全局 下水道部 下水道事業課 (課長 吉澤 正宏)

・業績指標36

担当課：住宅局建築指導課 (課長 松野 秀生)

関係課：住宅局市街地建築課市街地住宅整備室 (室長 松井 康治)

住宅局住宅生産課 (課長 前田 亮)

住宅局住宅経済・法制課住宅金融室 (室長 滝澤 朗)

住宅局参事官(マンション・賃貸住宅担当)(参事官 杉田 雅嗣)

関連事務事業等

番号	事業名	予算事業 ID
1	下水道事業	004053
2	都市公園防災事業	004101
3	都市安全確保促進事業	004102
4	地下街防災推進事業	004103
5	住宅市街地総合整備事業	004107
6	密集市街地総合防災事業	004108
7	空き家対策総合支援事業	004109
8	地域居住機能再生推進事業	004110
9	スマートウェルネス住宅等推進事業	004112
10	マンションストック長寿命化等モデル事業	004116
11	地域防災拠点建築物整備緊急促進事業	004582
12	雨水出水浸水想定区域における避難に資するトリガー情報についての検討経費	004626
13	住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業	004627
14	こどもみらい住宅支援事業	006104
15	こどもエコすまい支援事業	007266
16	建築 BIM 加速化事業	007267
17	上下水道行政の一元化に向けた災害復旧等に関する支援体制の確立	007293
18	優良建築物等整備事業	007294
19	内水浸水予測等を活用した浸水対策の検討経費	007410
20	子育てエコホーム支援事業	007763
21	子育てグリーン住宅支援事業	021055

参考指標の達成状況

施策目標：11 住宅・市街地の防災性を向上する

参考指標

(参 26) 最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図を作成した団体数 (◆)

目標達成状況の評価 B

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	15 団体	77 団体	105 団体	145 団体	229 団体	472 団体	約 800 団体
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

- 平成 28 年度に、想定し得る最大規模の外力に対する浸水想定区域図を作成するための浸水想定手法等を盛り込んだ「内水浸水想定区域図作成マニュアル(案)」を公表し、令和 3 年度に、浸水想定手法等の内容、内水浸水想定区域図の必要性等の記載を充実させ「内水浸水想定区域図作成マニュアル(案)」を改訂するとともに、手順書(案)を作成して下水道管理者に周知した。
- 令和 4 年度には、内水浸水リスクマネジメント推進事業を創設し、内水浸水想定区域図の作成を支援した。
- 本省の主催による全国の内水浸水想定区域図の作成担当者に向けた会議を毎年開催し、技術的助言・情報共有を行った。都道府県が管内の市町村に向けて開催する浸水対策に関する勉強会においても積極的に講師として参画し、また、自治体の取組状況について地方整備局と情報共有を密に行うことで、内水浸水想定区域図の作成の促進を図った。

(その他の外部要因の状況)

事業主体となる地方公共団体と地元との調整状況等

(目標の達成状況に関する分析)

目標値に対し、実績値は令和 6 年度で 59%であるため B と評価した。内水浸水想定区域図の作成済み団体数については、各自治体に作成の見込を調査で確認しており、令和 6 年度における作成済み団体数は 472 団体、令和 7 年度末における作成済み団体数は 800 団体を越える予定であるため、目標年度に目標値を達成することが見込まれる。

(課題の特定)

令和 3 年度の水防法改正により内水浸水想定区域図を作成すべき対象が拡大したことを契機に、自治体での内水浸水想定区域図の作成が本格的に行われることとなった。また、内水浸水想定区域図の作成に必要な浸水シミュレーションには、流域モデルの構築やキャリブレーション(誤差調整)による専門的な検証を伴うため、一定の期間を要することから、令和 6 年度の実績値は目標値の 59%であるが、今後目標値の達成に向けて実績が伸びる見込である。引き続き、都道府県への勉強会の実施を通じた事業の周知や作成見込団体が確実に作成を完了できるようフォローアップを行う必要がある。

(参 27) 都市再生安全確保計画等の策定数と PDCA サイクルの実施数

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 5 年度
実績値	100	116	129	147	164	186	150
年度ごとの目標値		110	120	130	140	150	

(参 28) 災害レッドゾーンにおける危険な自己業務用施設に係る開発許可件数

	初期値	実績値					目標値
	H28~H30 年度の平均	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 4 年度
実績値	19	—	—	12	11	0	0
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 29) R17 年度までに災害対応拠点を含む拠点地区で自立分散型面的エネルギーシステムによりエネルギー供給が開始されることが予測される地区数

	初期値	実績値					目標値
	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10 年度	R17 年度
実績値	9 地区	11 地区	—	—	—	—	22 地区
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 30) 地下街防災推進計画等に基づく耐震対策が完了した地下街の割合

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	57%	68%	72%	76%	77%	(集計中)	80%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 31) 水害時における下水処理場等の機能確保率

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
実績値	0%	7.4%	9.1%	18.3%	(集計中)	—	100%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 32) 面的な市街地整備等の実施地区における都市機能の移転や防災機能強化等に取り組む対策実施率

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 7 年度
実績値	0%	2.5%	10%	20%	50%	—	70%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	70%	

(参 33) 大規模盛土造成地の安全性を把握する調査に着手した実施率

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	4.1%	6.3%	10.4%	16.7%	21.6%	40.1%	60%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 34) 液状化ハザードマップ高度化の実施市区町村数

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	0	0	2	3	3	62	25
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 35) 復興まちづくりのための事前準備に取り組んでいる地方公共団体の割合

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 7 年度
実績値	55%	62%	65%	66%	67%	—	75%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—		

担当部局名・作成責任者名・参考指標 26

担当課：水管理・国土保全局大臣官房参事官（上下水道技術）（大臣官房参事官 本田 康秀）

・参考指標 27

担当課：都市局まちづくり推進課（課長 須藤 明彦）

・参考指標 28

担当課：都市局都市計画課（課長 齋藤 良太）

・参考指標 29

担当課：都市局市街地整備課（課長 小川 博之）

・参考指標 30

担当課：都市局街路交通施設課（課長 筒井 祐治）

・参考指標 31

担当課：水管理・国土保全局下水道事業課（課長 吉澤 正宏）

・参考指標 32

担当課：都市局市街地整備課（課長 小川 博之）

・参考指標 33・34

担当課：都市局都市安全課（大臣官房参事官 田村 央）

・参考指標 35

担当課：都市局都市安全課（課長 三浦 良平）

業績指標登録票

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減		
【施策目標】	11 住宅・市街地の防災性を向上する		
【業績指標】	(32)一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された都市の割合	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		64% (平成30年度)	75% (令和7年度)
【指標の定義】	<p>人口5万人以上の都市における、災害応急対策施設(「備蓄倉庫」、「耐震性貯水槽」、「放送施設」)のいずれかが整備され、地域の避難・防災の拠点となるオープンスペース※が確保された都市数の割合(なお、東京特別区及び政令指定都市においては、区を1都市と扱う。)</p> <p><分母>人口5万人以上の都市数</p> <p><分子>「備蓄倉庫」、「耐震性貯水槽」、「放送施設」のいずれかが整備された都市</p> <p>※誰もが簡単にアクセスできて、持続性が担保される公的空間。</p>		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>都市の防災機能の向上を図るため、災害発生時に住民が安全に避難できるよう、災害応急対策施設等を備えた広域避難地や防災拠点の整備を推進する。H30年度の実績を踏まえ、令和7年度の目標値約75%を設定。</p>		
【外部要因】			
【他の関係主体】	地方公共団体(事業主体)		
【重要政策】	<p>・国土強靱化基本計画(平成30年12月14日)(第3章 国土強靱化の推進方針 2 施策分野ごとの国土強靱化の推進方針(2)住宅・都)</p> <p>密集市街地の延焼防止等の大規模火災対策や住宅・建築物・学校等の耐震化の目標が着実に達成されるよう、公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備、老朽化マンション等の建替え、建築物の耐震改修を進めるとともに、ブロック塀等の安全対策など、学校や避難路等の安全を確保する取組を推進する。</p> <p>・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」</p>		
【備考】			
【担当課】	都市局公園緑地・景観課		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減		
【施策目標】	11 住宅・市街地の防災性を向上する		
【業績指標】	(33)防災指針を作成する市町村数	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		0 (令和2年度)	600 (令和7年度)
【指標の定義】	都市計画区域が指定されている市町村 1,374市町村(令和2年3月31日現在、東京都区部を含む)のうち、立地適正化計画に防災指針を記載した市町村数		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>・居住の安全性等の防災・減災対策の取組を推進するため、令和2年度に都市再生特別措置法の一部を改正し、立地適正化計画に防災指針を記載することを位置づけ、市町村における防災指針の作成や防災指針に位置付けた施策の推進等を支援するため、コンパクトシティ形成支援チームにおいて、防災に関与する部局により防災タスクフォースを設置し、市町村に対する省庁横断・ワンストップの相談体制を構築した。</p> <p>・都市の防災・減災対策に意欲的に取り組む「防災コンパクト先行モデル都市」の形成・横展開を図り、令和3年4月1日時点には15市町村において防災指針が記載された。</p> <p>・令和6年度には600市町村が立地適正化計画を作成していることが見込まれており、また令和2年度の法改正以前に作成された立地適正化計画についてもおおむね5年ごとの評価の際に見直して防災指針を作成することを想定し、令和7年度には作成される全ての立地適正化計画に防災指針が記載されることを目指すこととし、令和7年度末の目標作成都市数を600市町村と設定。</p>		
【外部要因】			
【他の関係主体】	市町村(立地適正化計画の作成主体)		

【 重 要 政 策 】

- ・都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)・都市再生基本方針(平成14年7月19日)
我が国の都市を、文化と歴史を継承しつつ、豊かで快適な、さらに国際的にみて活力に満ちあふれた都市に再生し、将来の世代に「世界に誇れる都市」として受け継ぐことができるようにする。その際、以下の観点を重視する。
ア 高度成長期を通じて生じていた都市の外延化を抑制し、求心力のあるコンパクトな都市構造に転換を図る。(第一、2)等

- ・経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日)
災害リスクや人口動態の変化を見据えた立地適正化を促進するとともに、建築・都市のDX等を活用しつつ都市再生を促進し、公園の利活用等による人間中心のまちづくりを実現する。

- ・新しい資本主義 実行計画 フォローアップ(令和4年6月7日)
(交通・物流、インフラ、都市の課題解決)
…インフラ分野のDX、コンパクト・プラス・ネットワークの取組を進め、生産性・利便性向上、民間投資の喚起などのインフラのストック効果が最大限発揮される取組を進める。
(都市の競争力向上)
多様な働き方・暮らし方に対応したコンパクトでウォークアブルなまちづくりを推進する

- ・デジタル田園都市国家構想基本方針(令和4年6月7日)
i 魅力的な地方都市生活圏の形成
都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)における立地適正化計画制度と地域公共交通の活性化及び再生に関する法律における地域公共交通計画制度について、市町村に対するコンサルティング等により計画の作成・実施を促進するとともに、関係省庁で構成される「コンパクトシティ形成支援チーム」の枠組みを通じ、支援施策の充実、モデル都市の形成・横展開、取組成果の見える化等を進め、市町村を省庁横断的に支援し、コンパクト・プラス・ネットワークの取組の裾野を拡大する。

- ・デジタル田園都市国家構想総合戦略(令和4年12月23日)
④魅力的な地域をつくる
多様な暮らし方を支える人間中心のまちづくりを実現し、持続可能な都市を形成するため、都市機能の高度化等、コンパクトでゆとりとにぎわいのあるまちづくりの取組が重要である。そのため、生活サービス機能と居住を中心拠点や生活拠点に誘導し公共交通で結ぶコンパクト・プラス・ネットワークの取組及び官民の既存ストックの活用による多様な働き方・暮らし方に対応した「居心地が良く歩きたくなる」まちづくりを推進する。

- ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」

【 備 考 】

【 担 当 課 】	都市局都市計画課
【 関 係 課 】	

業績指標登録票

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減		
【施策目標】	11 住宅・市街地の防災性を向上する		
【業績指標】	(34)危険密集市街地の面積及び地域防災力の向上に資するソフト対策の実施率(①面積、②地域防災力の向上に資するソフト対策)	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		①約2,220ha (令和2年度) ②約46% (令和2年度)	①おおむね解消 (令和12年度) ②100% (令和7年度)
【指標の定義】			
<p>①危険密集市街地の面積 危険密集市街地とは、密集市街地のうち、延焼危険性や避難困難性が高く、地震時等において、大規模な火災の可能性、又は道路閉塞による地区外への避難経路の喪失の可能性があり、生命・財産の安全性の確保が著しく困難で、重点的な改善が必要な地震時等に著しく危険な密集市街地</p> <p>②地域防災力の向上に資するソフト対策の実施率 (分子)地域防災力の向上に資するソフト対策を実施した地区数 (分母)令和2年度末の危険密集市街地の地区数(111地区)</p>			
【目標設定の考え方・根拠】			
<p>危険密集市街地の最低限の安全性を確保するため、「住生活基本計画」(令和3年3月19日閣議決定)および「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)において設定している成果指標・目標から設定したもの。</p> <p>危険密集市街地は、平成23年の設定時点で5,745ha存在していたが、整備改善が進み、令和5年度末で1,662haとなり、引き続き、危険密集市街地の最低限の安全性確保を進めることが必要。現行のハード面の成果指標の目標期間を10年間延長し、令和12年度までにおおむね解消することを目指す。</p> <p>また、危険密集市街地の整備改善を加速化し、より一層の安全性を確保するためには、ソフト対策を強化することが求められるため、新計画においてソフト対策の成果指標を導入し、令和7年度までに全ての地区において取組を実施することを目指す。</p>			
【外部要因】			
目的達成には、地方公共団体による市街地整備および老朽住宅の建替え等を進める必要があるが、それらは高齢化の進展や経済状況等に影響される。			
【他の関係主体】			
地方公共団体、都市再生機構等(事業主体)			
【重要政策】			
<ul style="list-style-type: none"> 国土強靱化基本計画の変更(平成30年12月14日)(第3章国土強靱化の推進方針 2施策分野ごとの国土強靱化の推進方針(2)住宅・都市)密集市街地の延焼防止等の大規模火災対策や住宅・建築物・学校等の耐震化の目標が着実に達成されるよう、公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備、老朽化マンション等の建替え、建築物の耐震改修を進めるとともに、ブロック塀等の安全対策など、学校や避難路等の安全を確保する取組を推進する。 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策(平成30年12月14日)(第3章各項目の主な具体的措置)地震時等に著しく危険な密集市街地に関する緊急対策 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策(令和2年12月11日)(第2章 重点的に取り組むべき対策 1激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策 (1)人命・財産の被害を防止・最小化するための対策)地震時等に著しく危険な密集市街地対策 住生活基本計画(全国計画)の全部変更(令和3年3月19日閣議決定)(第2 目標2)地震時等に著しく危険な密集市街地の解消とそれにあわせた地域防災力の向上に資するソフト対策の強化 社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」 			
【備考】			
【担当課】	都市局都市安全課、住宅局市街地建築課市街地住宅整備室		
【関係課】	都市局都市計画課、都市局市街地整備課、都市局街路交通施設課、都市局公園緑地・景観課、都市局まちづくり推進課、住宅局住宅総合整備課住環境整備室、住宅局総務課民間事業支援調整室、住宅局市街地建築課		

業績指標登録票

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減		
【施策目標】	11 住宅・市街地の防災性を向上する		
【業績指標】	(35)災害時における機能確保率(①主要な管渠、②下水処理場、③ポンプ場)*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		①約52% (令和元年度) ②約37% (令和元年度) ③約31% (令和元年度)	①約60% (令和7年度) ②約42% (令和7年度) ③約38% (令和7年度)
【指標の定義】	<p>①主要な管渠 【分子】重要な幹線等のうち、耐震化が行われている延長 【分母】重要な幹線等の延長(重要な幹線等:流域幹線の管路、ポンプ場・処理場に直結する管路、河川・軌道等を横断する管路、緊急輸送路に埋設された管路)</p> <p>②下水処理場 【分子】地震時においても、下水処理機能のうち、「揚水」・「沈殿」・「消毒」による最低限の機能が確保されている下水処理場の箇所数 【分母】全国の下水処理場の箇所数</p> <p>③ポンプ場 【分子】地震時においても、揚水機能が確保されているポンプ場の箇所数 【分母】全国のポンプ場の箇所数</p> <p>初期値(R元年度) ①52%=44,062km/84,137km ②37%=793箇所/2,122箇所 ③31%=1,197箇所/3,856箇所</p>		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>①主要な管渠：地方公共団体が定めている「重要な幹線等」の延長のうち、耐震化事業に係る過去の整備状況を勘案し目標値を設定。</p> <p>②下水処理場：地方公共団体の耐震化事業に係る過去の整備状況を勘案し目標値を設定。</p> <p>③ポンプ場：地方公共団体の耐震化事業の実施予定から目標値を設定。</p>		
【外部要因】	地中埋設物関係者や地元との調整状況		
【他の関係主体】	地方公共団体(事業主体)		
【重要政策】	<p>・防災、減災、国土強靱化のための5か年加速化対策(令和2年12月11日) 第2章. 1. (2)交通ネットワーク・ライフラインを維持し、国民経済・生活を支えるための対策 下水道施設の地震対策</p> <p>・国土強靱化基本計画(平成30年12月14日) 「ライフライン(電気、ガス、上下水道、通信)の管路や施設の耐震化・耐水化と老朽化対策、電気火災防止のために自動的に電力供給を停止する取組等による耐災害性の強化を図るとともに、(以下、略)」</p> <p>・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」</p>		
【備考】			
【担当課】	水管理・国土保全局 下水道事業課		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減			
【施策目標】	11 住宅・市街地の防災性を向上する			
【業績指標】	(36)①住宅②耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率* *	業績目標		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>初期値 (基準年度)</th> <th>目標値 (目標年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①約87% (平成30年) ②要緊急:約89% (要安全含む:約74%) (令和2年度)</td> <td>耐震性の不足するものをおおむね解消 ①(令和12年) ②(令和7年)</td> </tr> </tbody> </table>	初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)			
①約87% (平成30年) ②要緊急:約89% (要安全含む:約74%) (令和2年度)	耐震性の不足するものをおおむね解消 ①(令和12年) ②(令和7年)			
【指標の定義】				
<p>①住宅の総戸数のうち、耐震性を有するもの(※1)の戸数(いずれも居住世帯のある住宅の戸数)の割合</p> <p>②耐震診断義務付け対象建築物(※2)の総棟数のうち、耐震性を有するもの(※3)の棟数(いずれも耐震診断結果を公表した耐震診断義務付け対象建築物の棟数)の割合</p> <p>(※1)新耐震基準(昭和56年6月1日施行の改正建築基準法施行令の耐震基準)で建築されたもの、新耐震基準施行以前に建築されたもののうち耐震改修済みのもの又は耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確かめられたもの</p> <p>(※2)・要緊急安全確認大規模建築物 平成27年12月31日時点で存在した不特定多数の者が利用する一定規模以上の建築物等で、法令により規定されたもの。 ・要安全確認計画記載建築物 地方公共団体が指定する避難路の沿道建築物及び都道府県が指定する防災拠点建築物で、今後も対象自体が追加されるもの。</p> <p>(※3)新耐震基準施行以前に建築されたもののうち耐震改修済みのもの又は耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確かめられたもの。</p> <p>【初期値(基準年度)】①約4,660万/約5,360万=約87%(平成30年) ②9,825/11,084=約89%(令和2年4月1日)</p>				
【目標設定の考え方・根拠】				
<p>①平成30年の耐震化率及び南海トラフ地震等の発生の切迫性を踏まえ、従来以上に所管行政庁等関係者の積極的な取り組みがなされることを求めるとともに、従来設定されていた目標(令和7年耐震性を有しない住宅のおおむね解消)を5年間スライドさせて設定。(住生活基本計画(令和3年3月閣議決定)等)</p> <p>②他の所管省庁において学校、病院等の施設について個別に耐震化率の目標の公表が進んできていることを踏まえ、特に耐震化の重要性の高い耐震診断義務付け対象の建築物に重点化した上で、令和7年までに耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物の概ね解消を従来から引き続き目標として設定。(建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示第184号)等)</p> <p>※「住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会」において目標設定を検討し、令和2年5月にとりまとめ(https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000137.html)</p>				
【外部要因】				
住宅・建築物の耐震改修や老朽化した住宅・建築物の建替え・除却等のペースは経済状況等に影響される。				
【他の関係主体】				
地方公共団体、耐震改修支援センター等				
【重要政策】				
<p>・「住生活基本計画(全国計画)」(令和3年3月19日閣議決定)において、令和12年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することとされている。</p> <p>・「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)の中長期目標において、令和7年までに耐震性の不足する耐震診断義務付け対象建築物をおおむね解消することとされている。</p> <p>・「社会資本整備重点計画」(令和3年5月28日)第3章に記載あり</p> <p>・「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」(平成18年国土交通省告示第184号、令和3年12月改正施行。)において、令和12年までに耐震性が不十分な住宅を、令和7年までに耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれおおむね解消するとの目標を掲げている。</p> <p>・「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」(令和4年9月30日中央防災会議決定)や「国土強靱化年次計画2022」(令和4年6月21日国土強靱化推進本部決定)においても、これらと同じ目標が掲げられている。</p>				
【備考】				
【担当課】	住宅局建築指導課			
【関係課】	住宅局市街地建築課市街地住宅整備室、住宅局住宅生産課、住宅局住宅経済・法制課住宅金融室、住宅局参事官(マンション・賃貸住宅担当)			

参考指標登録票

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減		
【施策目標】	11 住宅・市街地の防災性を向上する		
【参考指標】	(参26) 最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図を作成した団体数(◆)	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		15 (令和元年度)	約800 (令和7年度)
【指標の定義】	最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図を作成した団体数		
【目標設定の考え方・根拠】	令和3年度の水防法の改正により、原則、下水道による浸水対策を実施する全ての団体において、想定最大規模降雨に対する雨水出水浸水想定区域の指定が義務付けられたところであり、そのうち、過去に浸水被害が発生しているなど、早期に指定が必要な約800団体を目標として設定。		
【外部要因】	地元との調整状況等		
【他の関係主体】	地方公共団体(事業主体)		
【重要政策】	<ul style="list-style-type: none"> ・国土強靱化年次計画2024(令和6年7月26日) 「下水道による浸水対策を実施している団体において、最大クラスの内水に対応したハザードマップ作成のため、簡易手法による浸水シミュレーションの事例を展開するなど、浸水想定区域図の早期作成を促進する。」 ・気候変動適応計画(令和5年5月30日) 「最悪の事態も想定した対策の検討のため、浸水想定区域の指定の対象とする外力を、想定し得る最大規模のものとするとともに、洪水だけでなく、内水、高潮も対象とする。」 ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日) 「第3章に記載あり」 		
【備考】			
【担当課】	水管理・国土保全局 大臣官房参事官(上下水道技術)		
【関係課】			